

## **7 地域移行支援・地域定着支援**

# 障害者の地域移行・地域生活を支えるサービスについて

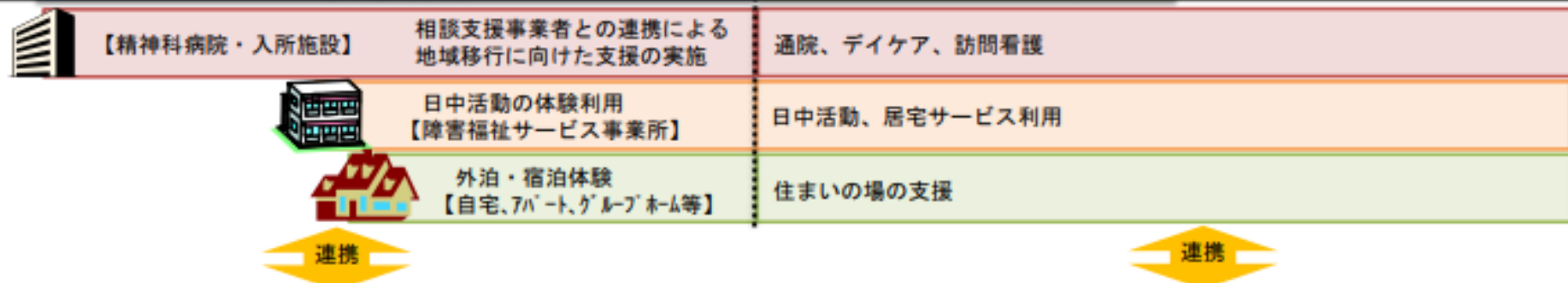
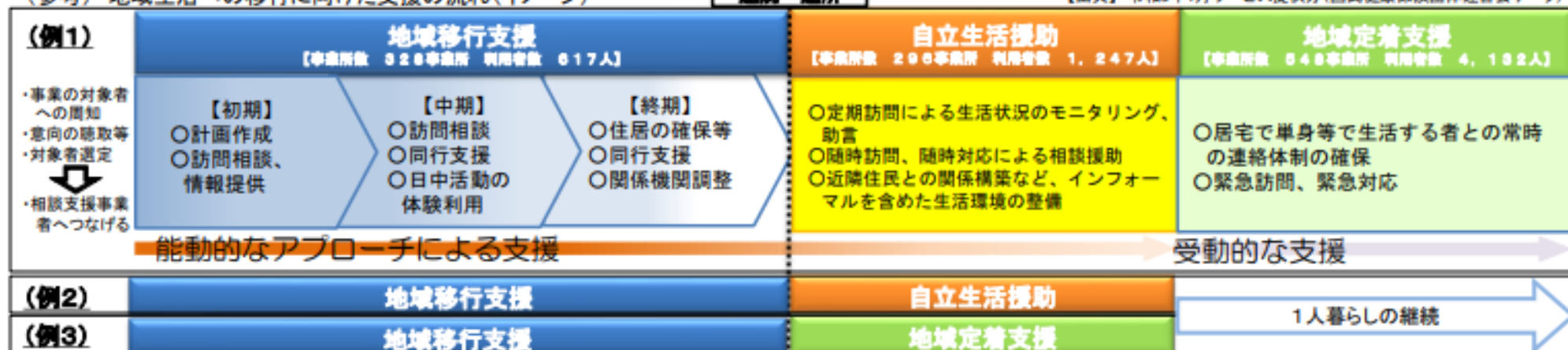
## 地域生活への移行に向けて、地域移行支援・自立生活援助・地域定着支援を組み合わせた支援を実施

- 地域移行支援：障害者支援施設や病院等に入所又は入院している障害者を対象に、住居の確保その他の地域生活へ移行するための支援を行う。【支給決定期間：6ヶ月間】
- 自立生活援助：グループホームや障害者支援施設、病院等から退所・退院した障害者等を対象に、定期及び随時訪問、随時対応その他自立した日常生活の実現に必要な支援を行う。【標準利用期間：1年間】
- 地域定着支援：居宅において単身で生活している障害者等を対象に、常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行う。【支給決定期間：1年間】

(参考) 地域生活への移行に向けた支援の流れ(イメージ)

通院・退所

【出典】令和5年4月サービス提供分(国民健康保険団体連合会データ)



自立支援協議会によるネットワーク化

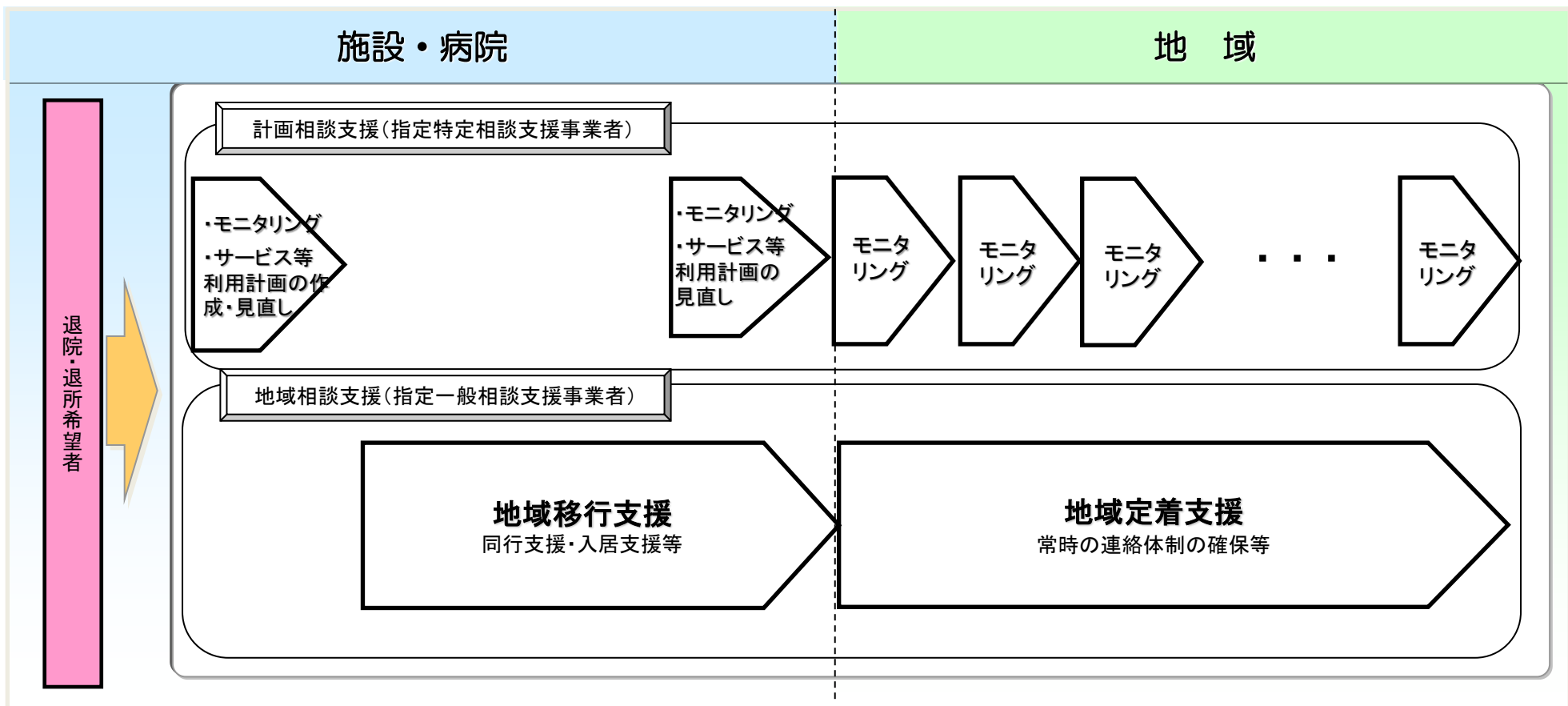
市町村、保健所、精神保健福祉センター、福祉事務所、障害福祉サービス事業所、障害者就業・生活支援センター 等

# 地域生活への移行・地域生活支援に関するサービス

	地域相談支援		障害福祉サービス
	地域移行支援	地域定着支援	自立生活援助(平成30年4月～)
概要	障害者支援施設や精神科病院等に入所・入院している障害者等につき、住居の確保その他の地域における生活に移行するため相談等の必要な支援を行う。 ※利用者に対し概ね週に1回以上対面による支援	居宅において単身等で生活する障害者につき、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に相談その他必要な支援を行う。	居宅において単身等で生活する障害者につき、定期的な巡回訪問又は随時通報を受けて行う訪問、相談対応等により、自立した日常生活を営むための必要な援助を行う。 ※利用者に対し概ね週に1回以上訪問による支援
対象者	①障害者支援施設、のぞみの園又は療養介護を行う病院に入所している障害者 ※児童福祉施設に入所する18歳以上の者、障害者支援施設等に入所する15歳以上の障害者みなしの者も対象 ②精神科病院に入院している精神障害者 ③救護施設又は更生施設に入所している障害者 ④刑事施設、少年院に収容されている障害者 ⑤更生保護施設に入所している障害者又は自立更生促進センター、就業支援センター若しくは自立準備ホームに宿泊している障害者	①居宅において単身であるための緊急時の支援が見込めない状況にある障害者 ②居宅において家族と同居している場合であって、当該家族等が障害、疾病等のため、緊急時の支援が見込めない状況にある障害者	①居宅において単身であるため、自立した日常生活を営む上での各般の問題に対する支援が見込めない状況にある障害者 ②居宅において家族と同居している場合であって、当該家族等が障害、疾病等のため、自立した日常生活を営む上での各般の問題に対する支援が見込めない状況にある障害者
給付決定期間 標準利用期間	給付決定期間:6ヶ月 ※更なる更新は必要に応じ市町村審査会の個別審査を経て判断	給付決定期間:1年 ※更なる更新も可能	標準利用期間:1年 ※更なる更新は市町村審査会の個別審査を経た上で可能
設備	事業を行うために必要な広さの区画を有するとともに、必要な設備及び備品等を備えること。		
人員基準	管理者	常勤で、かつ、原則として管理業務に従事するもの	
	サービス管理責任者	なし	・利用者30人以下:1人以上 ・利用者31人以上:1人に、利用者数が30人を超えて30又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上
	従業者	・専従の指定地域移行支援従事者 ・指定地域移行支援従事者のうち、1人以上は相談支援専門員であること	・専従の指定地域定着支援従事者 ・指定地域定着支援従事者のうち、1人以上は相談支援専門員であること
報酬 (令和2年度)	前年度の地域移行した利用者数等に応じて、 ・地域移行支援サービス費(Ⅰ) 3,059単位/月 ・地域移行支援サービス費(Ⅱ) 2,347単位/月  ※その他加算あり	・体制確保費 305単位/月(毎月算定) ・緊急時支援費(Ⅰ) 711単位/日(緊急時に居宅訪問又は滞在による支援を行った場合) ・緊急時支援費(Ⅱ) 94単位/日(緊急時に電話による相談援助を行った場合)  ※その他加算あり	地域生活支援員の配置に応じて、 ・自立生活援助サービス費(Ⅰ) 退所等から1年以内 1,556単位または1,089単位/月 ・自立生活援助サービス費(Ⅱ) 上記以外の者 1,165単位または816単位/月  ※その他加算あり
事業者数 (令和2年11月国保連データ)	349事業所	559事業所	234事業所
利用者数 (令和2年11月国保連データ)	658人	3,845人	955人

# 施設入所者及び入院患者の地域移行に係る支援のイメージ

- 施設入所者は、一定期間ごとのモニタリングを通じて、地域移行支援に繋げる。
  - 精神科病院からの退院にあたって支援を要する者については、本人や精神科病院から市町村や相談支援事業者に連絡し、地域移行支援に繋げる。
- ※ 入所施設や精神科病院における地域移行の取組と連携しつつ実施。

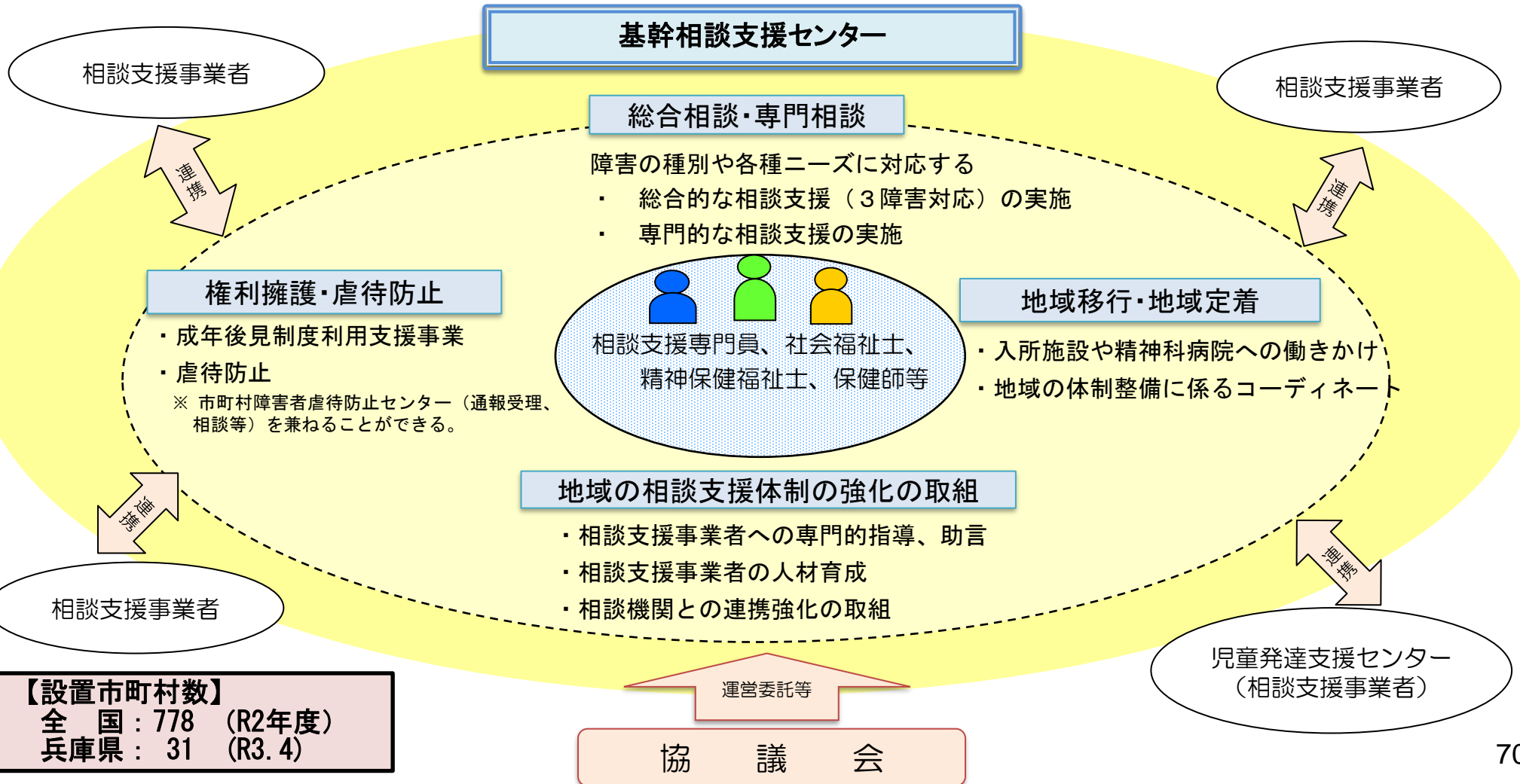


## **8 基幹相談支援センター等**

# 基幹相談支援センターの役割のイメージ

基幹相談支援センターは、地域の相談支援の拠点として総合的な相談業務（身体障害・知的障害・精神障害）及び成年後見制度利用支援事業を実施し、地域の実情に応じて以下の業務を行う。

※ 平成24年度予算において、地域生活支援事業費補助金により、基幹相談支援センターの機能強化を図るための、①専門的職員の配置、②地域移行・地域定着の取組、③地域の相談支援体制の強化の取組に係る事業費について、国庫補助対象とした。  
また、社会福祉施設等施設整備費補助金等により、施設整備費について国庫補助対象とした。



## 基幹相談支援センターが行う「地域づくり」

### 法律への明記（障害者総合支援法77条の2第1項第4号）

令和6年4月1日施行

#### 「第89条の3第1項に規定する関係機関等の連携の緊密化を促進する業務」

地方公共団体は、単独で又は共同して、障害者等の支援の体制の整備を図るため、関係機関、関係団体並びに障害者等及びその家族並びに障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者（「関係機関等」）により構成される協議会を置くように努めなければならない。

### 基幹相談支援センターが行う「地域づくり」

これらは相互に関係

#### ① (自立支援)協議会の運営に参画し、市町村と協働 マクロ

・当然のことながら「地域づくり」の活動は幅広いものが想定されるが、障害者総合支援法では、**その活動の核として**、協議会を通じた「地域づくり」に参画することについてを規定。

#### ② ((自立支援)協議会の) 基盤となる「地域づくり」の活動 メゾ マクロ

・管内の（特に計画相談支援）相談支援事業所のバックアップ等を通じた活動（ミクロ～メゾのつなぎ）  
連携： 関連分野の多職種連携・他分野等の連携・地域住民との連携・広域連携  
・課題・テーマ別の取組の推進

## 基幹相談支援センターが行う「地域づくり」

### 基幹相談支援センターが行う「地域づくり」例

#### ○ (自立支援)協議会の運営に参画し、市町村等と協働

##### ① 計画相談支援事業所・市町村相談支援事業の担当者等と連携し個別の課題を検討し、地域の課題を抽出。【事務局会議・相談支援部会等】

- ・計画相談支援・障害児相談支援事業所の地域づくりの取組や協議会への参画を推進。
- ※機能強化型基本報酬（複数事業所の協働体制）や地域体制強化共同支援加算の活用

##### ② 整理した課題について、専門部会等で検討すると共に、実際の課題解決に向けた取組を推進。

- ・資源の開発は新規創発だけでなく、既に地域にあるものに障害者等がアクセスできるようにする等の改善も重要であるとともに、必要な関係者に主体的に参画してもらえようとする働きかけと当事者を含む関係者の（小さくとも）成功体験の積み重ねが重要。そのためにも進捗管理や振り返り（評価）が重要。

##### ③ 連携：他分野等との連携・地域住民との連携・広域連携

- ・障害福祉サービス事業所のみならず、保健・医療・教育・就労等のライフステージにも応じた様々な関係機関、広域の（専門的）支援機関との連携や地域住民等も含めた取組の推進。都道府県協議会との連携。
- ・他法他施策による相談支援との連携や重層的支援体制整備事業をはじめとする地域の包括的支援体制整備、地域共生社会の実現に向けた取組の検討・参画。

##### ④ 計画的な体制整備

- ・障害福祉計画・障害児福祉計画の策定への関与や進捗管理・評価。



## (自立支援) 協議会に関する法律の改正内容

### (自立支援) 協議会に関する改正内容 (障害者総合支援法89条の3関係)

令和6年4月1日施行

#### ① **協議会を通じた「地域づくり」にとって「個から地域へ」の取組が重要であることを明確化。** ※従来は支援体制の検討に関する情報共有のみを規定

「協議会は関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障害者等への適切な支援に関する情報及び支援体制に関する課題についての情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うものとする。」(第2項)

#### ② **協議会は地域の関係機関等に情報提供や意見の表明等の協力を求めることができることとし、協力を求められた関係機関等がこの求めに応じることについて努力義務を課した。** ※新設(第3項、第4項)

#### ③ **個別の支援に係る検討に基づく地域の支援体制の検討を明確化したことに伴い、協議会関係者に対し、守秘義務を課すこととした。** ※新設(第5項)

- ・支援の検討・検証の場を協議会に位置づけることで、情報管理等のより一層の円滑化が期待される。
- ・義務を課したことにより、本項に関する違反をした者についての対応を罰則規定に追加。 ※第109条第2項

- 第3項から第6項までの規定は、社会福祉法(重層的支援会議等)・生活困窮者自立支援法(支援会議)・介護保険法(地域ケア会議)と同旨の規定をもつものとなった。

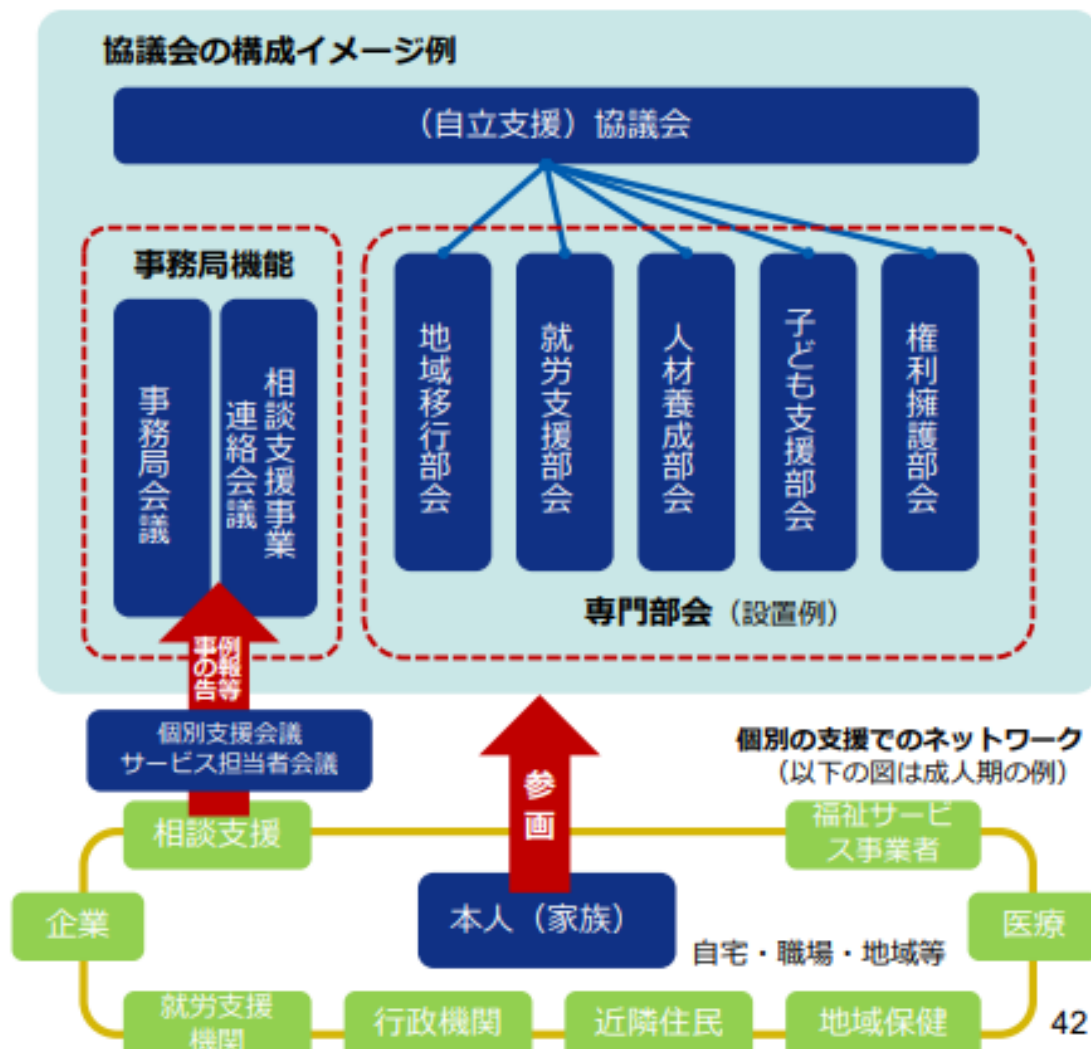
# 市町村協議会の主な機能

自立支援協議会は、地域の関係者が集まり、個別の相談支援の事例を通じて明らかになった本人・家族・地域の課題を共有し、その課題を踏まえて地域のサービス基盤の整備を着実に進めていく役割を担っている。

## 市町村協議会の主な機能

- ・ 地域における障害者等への支援体制に関する課題の共有
- ・ 地域における相談支援体制の整備状況や課題、ニーズ等の把握
- ・ 地域における関係機関の連携強化、社会資源の開発・改善等に向けた協議
- ・ 地域における相談支援従事者の質の向上を図るための取組
- ・ 個別事例への支援のあり方に関する協議、調整
- ・ 地域における課題等について都道府県協議会への必要に応じた報告
- ・ 市町村から障害者相談支援事業の委託を受ける事業者が作成する事業運営等の評価
- ・ 基幹相談支援センターの設置方法や専門的職員の配置に関する協議、事業実績の検証
- ・ 障害者虐待の未然の防止、早期発見・早期対応に向けた体制構築に関する協議
- ・ 市町村障害福祉計画の進捗状況の把握や必要に応じた助言
- ・ 専門部会等の設置、運営等

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第八十九条の三第一項に規定する協議会の設置運営について」（平成25年3月28日 障発0328-8）



# 都道府県協議会の主な機能

都道府県自立支援協議会は、都道府県全域の障害者等への支援体制の整備に向け、主導的役割を担う協議の場として設置されるもの。

## 都道府県協議会の主な機能

- ・ 都道府県内における障害者等への支援体制に関する課題の共有
- ・ 都道府県内における相談支援体制の整備状況や課題、ニーズ等の把握(市町村協議会ごとの課題、ニーズ等を含む。)
- ・ 都道府県内における関係機関の連携強化、社会資源の開発・改善等に向けた協議・相談支援従事者の人材確保・養成方法(研修のあり方を含む。)の協議
- ・ 管内市町村が実施する基幹相談支援センター等機能強化事業の評価・助言
- ・ 都道府県相談支援体制整備事業によって配置するアドバイザーの職種や人員等に関する協議
- ・ 障害者虐待の未然の防止、早期発見・早期対応に向けた体制構築に関する協議
- ・ 都道府県障害福祉計画の進捗状況の把握や必要に応じた助言
- ・ 専門部会等の設置、運営等

※ 都道府県協議会は、上記の機能を果たすに当たって、市町村協議会から報告のあった課題等に留意すること。

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第八十九条の三第一項に規定する協議会の設置運営について」(平成25年3月28日 厚発0328-8)

## 都道府県相談支援体制整備事業の概要

### 実施要綱

**目的** 都道府県に、相談支援に関するアドバイザーを配置し、地域のネットワーク構築に向けた指導・調整等の広域的支援を行うことにより、地域における相談支援体制の整備を推進することを目的とする

### 事業内容

- ・ 地域のネットワーク構築に向けた指導、調整
- ・ 地域で対応困難な事例に係る助言等
- ・ 地域における専門的支援システムの立ち上げ援助  
例：権利擁護、就労支援などの専門部会
- ・ 広域的課題、複数圏域にまたがる課題の解決に向けた体制整備への支援
- ・ 相談支援従事者のスキルアップに向けた指導
- ・ 地域の社会資源(インフォーマルなものを含む)の点検、開発に関する援助等

### アドバイザー

- ・ 地域における相談支援体制整備について実績を有する者
- ・ 相談支援事業に従事した相当基幹の経験を有する者
- ・ 社会福祉など障害者支援に関する知識を有する者

### 留意事項

都道府県が設置する協議会において、配置するアドバイザーの職種や人員等について協議すること。

# 相談支援専門員に求められる多職種連携

相談支援専門員は保健、医療、福祉、就労支援、教育等の機関や事業者との連携を図る必要がある。そのためには、個別の利用者の支援における連携のほか、その連携を可能とするような地域の基盤構築にも取り組む必要がある。

## 個別の支援における関係機関の連携

## 地域における連携体制の構築



### ○支援計画等の相互交換

サービス等利用計画、個別支援計画、各機関の作成する支援計画等

### ○各支援機関が必要とする情報の相互提供

### ○利用者の支援を協働で検討する会議等の開催・参加

サービス担当者会議の開催と必要な関係機関等への参画依頼

障害福祉サービス事業所等の個別支援会議や医療機関の実施するカンファレンス等への参画



### ○地域の関係機関の把握

一覧できるリスト化する等により、地域の関係機関を把握。

### ○顔の見える関係づくり

地域の関係機関を単に把握するだけでなく、連携の核となる担当者や相手方の特長等について理解するほか、可能な限り顔の見える関係構築を図る。

### ○地域課題の検討や解決に向けた取組の実施

本人・家族や相談支援事業所のみならず、各分野の関係機関や関係者、地域の関係者も参画した協議や課題解決に向けた具体的な取組の実施。

(自立支援) 協議会や重層的支援会議等の活用、地域の事業所の連絡会等への参加等

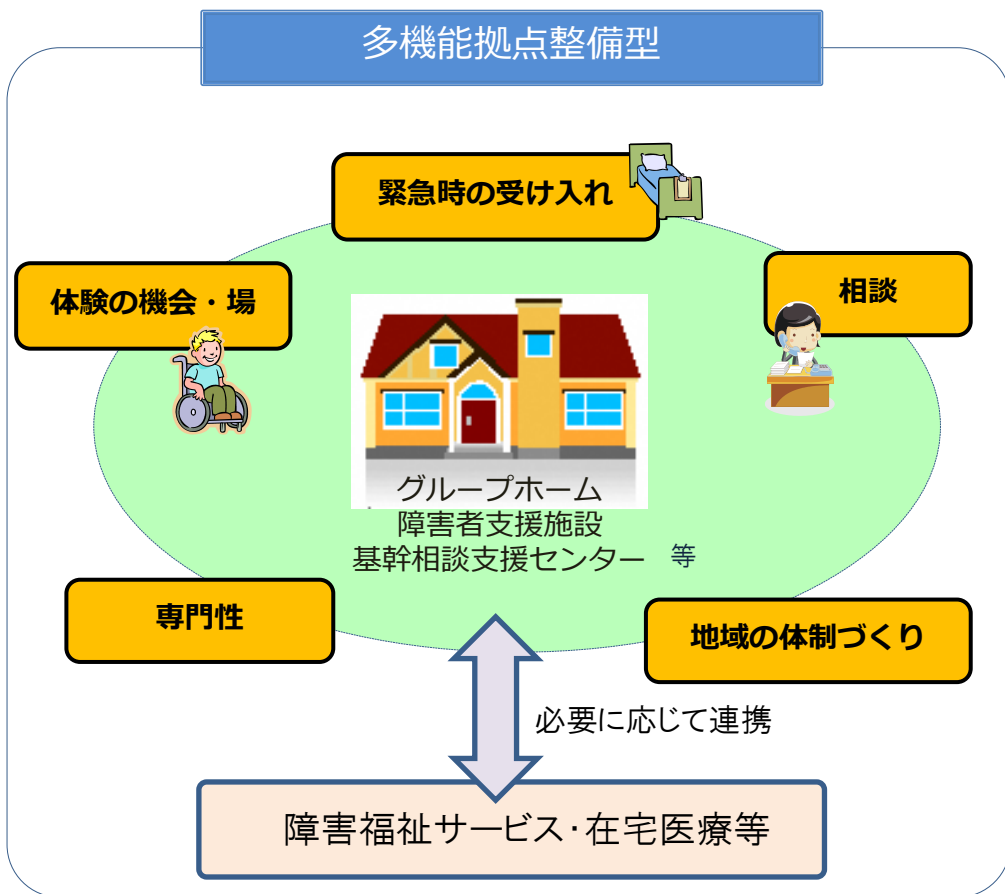
# 地域生活支援拠点等の整備について

障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくり）を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築。

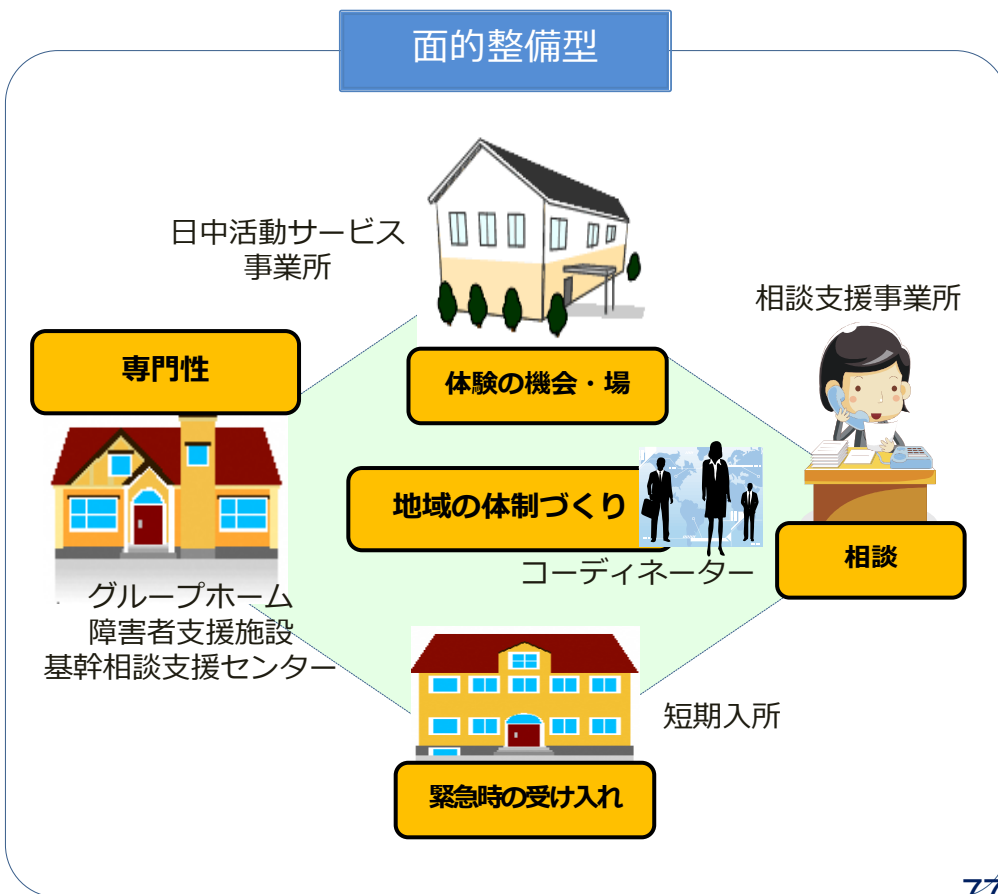
●地域生活支援拠点等の整備手法（イメージ） ※あくまで参考例であり、これにとらわれず地域の実情に応じた整備を行うものとする。

各地域のニーズ、既存のサービスの整備状況など各地域の個別の状況に応じ、協議会等を活用して検討。

## 多機能拠点整備型



## 面的整備型



# 地域生活支援拠点等の整備促進について（通知）【概要】

平成29年7月7日

## 趣旨

- 地域生活支援拠点等の整備促進を図るため、目的、必要な機能等、市町村・都道府県の責務と役割を周知・徹底する。

## 1 目的

- 拠点等は、障害者等の重度化・高齢化や「親亡き後」に備えるとともに、地域移行を進めるため、重度障害にも対応できる専門性を有し、地域生活において、障害者等やその家族の緊急事態に対応を図るもので、具体的に2つの目的を持つ。

### (1)緊急時の迅速・確実な相談支援の実施・短期入所等の活用

⇒ 地域における生活の安心感を担保する機能を備える。

### (2)体験の機会の提供を通じて、施設や親元からGH、一人暮らし等への生活の場の移行をしやすい支援を提供する体制を整備

⇒ 障害者等の地域での生活を支援する。

## 2 必要な機能等

- 拠点等の機能強化を図るため、5つの機能を集約し、GHや障害者支援等に付加した「多機能拠点整備型」、また、地域における複数の機関が分担して機能を担う体制の「面的整備型」等、地域の実情に応じた整備を行う。（例：「多機能拠点整備型」+「面的整備型」）

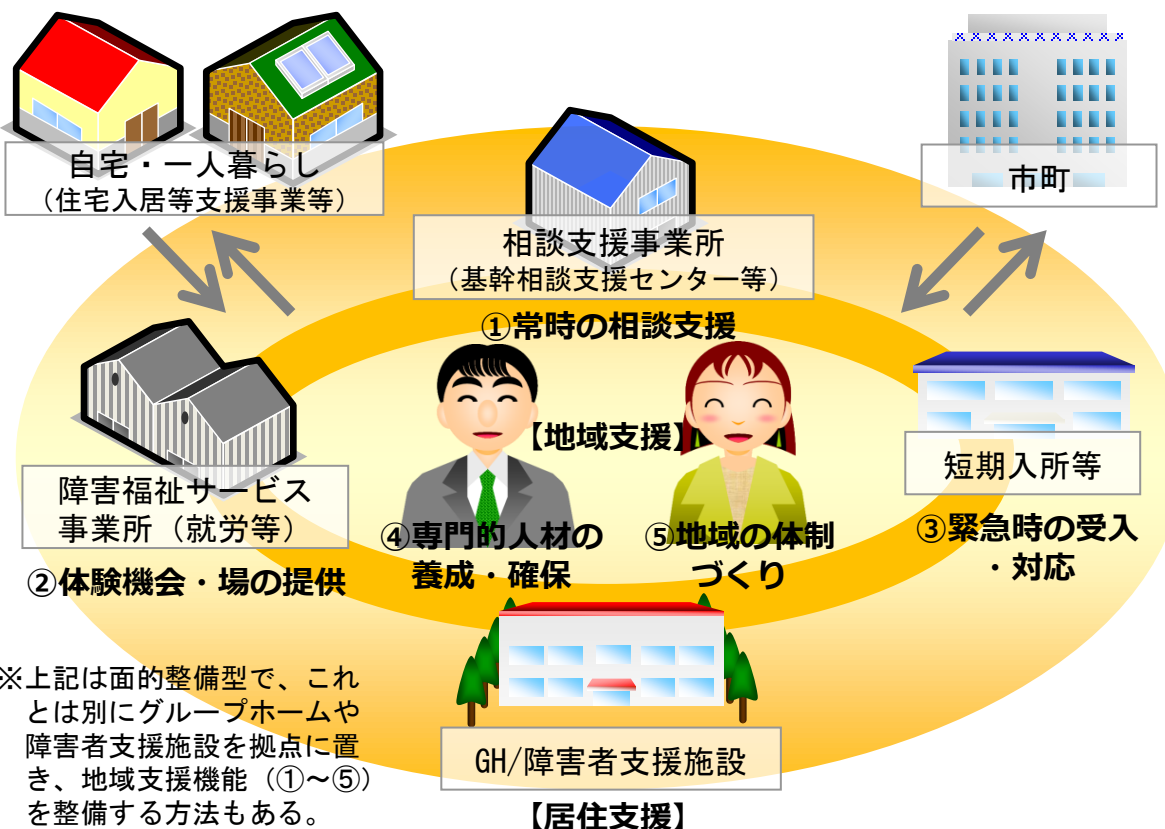
### (1)必要な機能

⇒ ①相談 ②緊急時の受け入れ・対応 ③体験の機会・場 ④専門的人材の確保・養成 ⑤地域の体制づくり

- ※ 原則、5つの機能全てを備えることとするが、地域の実情を踏まえ、必要な機能やその機能の内容の充足の程度については、市町村が判断する。

# 地域生活支援拠点等の整備

	全国(1,741市町村)	本県(41市町)	備考
整備済(H30.4現在)	89市町村	8市町	
整備済(R4.4.1現在)	1048市町村	27市町	洲本市、南あわじ市、淡路市は圏域で整備



※上記は面的整備型で、これとは別にグループホームや障害者支援施設を拠点に置き、地域支援機能(①~⑤)を整備する方法もある。

## 地域生活支援拠点に最低限必要な機能

- ①居住支援機能
- ②地域支援機能
  - (a) 相談支援  
地域移行・定着支援による常時連絡体制等
  - (b) 体験機会・場の提供  
障害福祉サービスやGHの体験利用等
  - (c) 緊急時の受入・対応  
短期入所等での受入や医療機関への連絡等
  - (d) 専門的人材の確保・養成  
医療的ケアや高齢障害者等への対応等
  - (e) 地域の体制づくり  
ニーズに即したサービス提供や体制整備等

## 整備に係る財政的支援

- ①27年度報酬改定メニュー  
特定事業所加算(相談)、体験利用加算(日中活動等)、緊急短期入所体制確保加算等
- ②地域生活支援事業メニュー  
基幹相談支援センター等機能強化、協議会における地域資源の開発・利用促進等の支援

## **9 地域生活支援事業等の概要**



## 地域生活支援事業等について

障害者及び障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じ、実施主体である市町村等が柔軟な形態により事業を計画的に実施する地域生活支援事業に加え、平成29年度より政策的な課題に対応するための地域生活支援促進事業を実施。

### ○ 地域生活支援事業（障害者総合支援法第77条・第77条の2・第78条）

#### 【事業の性格】

(1) 事業の実施主体である市町村等が、地域の特性や利用者の状況に応じて柔軟に実施することにより、効果的・効率的な事業実施が可能である事業

[地域の特性] 地理的条件や社会資源の状況

[柔軟な形態] ①委託契約、広域連合等の活用、②突発的なニーズに臨機応変に対応が可能、  
③個別給付では対応できない複数の利用者への対応が可能

(2) 地方分権の観点から、地方が自主的に取り組む事業（事業の実施内容は地方が決定）

(3) 生活ニーズに応じて個別給付と組み合わせて利用することも可能。

#### 【補助率】 ※統合補助金

市町村事業 : 国 1 / 2 以内、都道府県 1 / 4 以内で補助

都道府県事業 : 国 1 / 2 以内で補助

### ○ 地域生活支援促進事業

発達障害者支援、障害者虐待防止対策、障害者就労支援、障害者の芸術文化活動の促進等、国として促進すべき事業について、特別枠に位置づけ、5割又は定額の補助を確保し、質の高い事業実施を図る。

#### 【補助率】

国 1 / 2 又は定額（10/10相当）

# 自立支援給付と地域生活支援事業等の比較

- 自立支援給付は、個別支援計画に基づき、全国一律の基準により、利用者本人に対してサービスを提供
- 地域生活支援事業は、地域の実情や利用者の状況に応じて、自治体が柔軟な形態で事業を実施し、利用者も柔軟な利用が可能

## 自立支援給付

### 【介護給付】

- ・ 居宅介護
- ・ 重度訪問介護
- ・ 行動援護
- ・ 療養介護 等

### 【訓練等給付】

- ・ 自立訓練（機能・生活訓練）
- ・ 就労移行支援
- ・ 就労継続支援 等

### 主な特徴

- 国による一律の基準
  - ・ 国により一定の標準的なサービス水準を設定
- 障害支援区分
  - ・ 介護を提供するサービスは市町村がサービスの種類や量を決定する判断材料
  - ・ 介護を提供するサービスは障害支援区分が一定以上のものを対象
- 利用者負担
  - ・ 利用者負担は原則として応能負担
  - ※所得に応じたきめ細かな軽減措置あり
- 国の義務的経費と位置づけ

## 地域生活支援事業等

- ・ 相談支援
- ・ 意思疎通支援
- ・ 日常生活用具
- ・ 移動支援 等

- ・ 身体障害者福祉センター
- ・ 地域活動支援センター
- ・ 福祉ホーム

### 主な特徴

- 自治体による個別の基準
  - ・ 自治体により、個別の障害者の状況、地域の実情に応じてサービス水準を設定
- 障害支援区分
  - ・ 障害支援区分は判断材料としない
- 利用者負担
  - ・ 利用者負担を求めるか否かを含めて金額は自治体の裁量
- 国の裁量的経費と位置づけ

小

自由度

大

# 都道府県が行う相談支援関係事業

## 専門性の高い 相談支援事業

- ・ 発達障害者支援センター運営事業（発達障害児者への支援）
- ・ 高次脳機能障害支援普及事業（高次脳機能障害者等への支援）
- ・ 障害児等療育支援事業  
（在宅の重症心身障害児者、知的障害児者、身体障害児への療育指導）
- ・ 障害者就業・生活支援センター事業（雇用促進及び職業安定化）

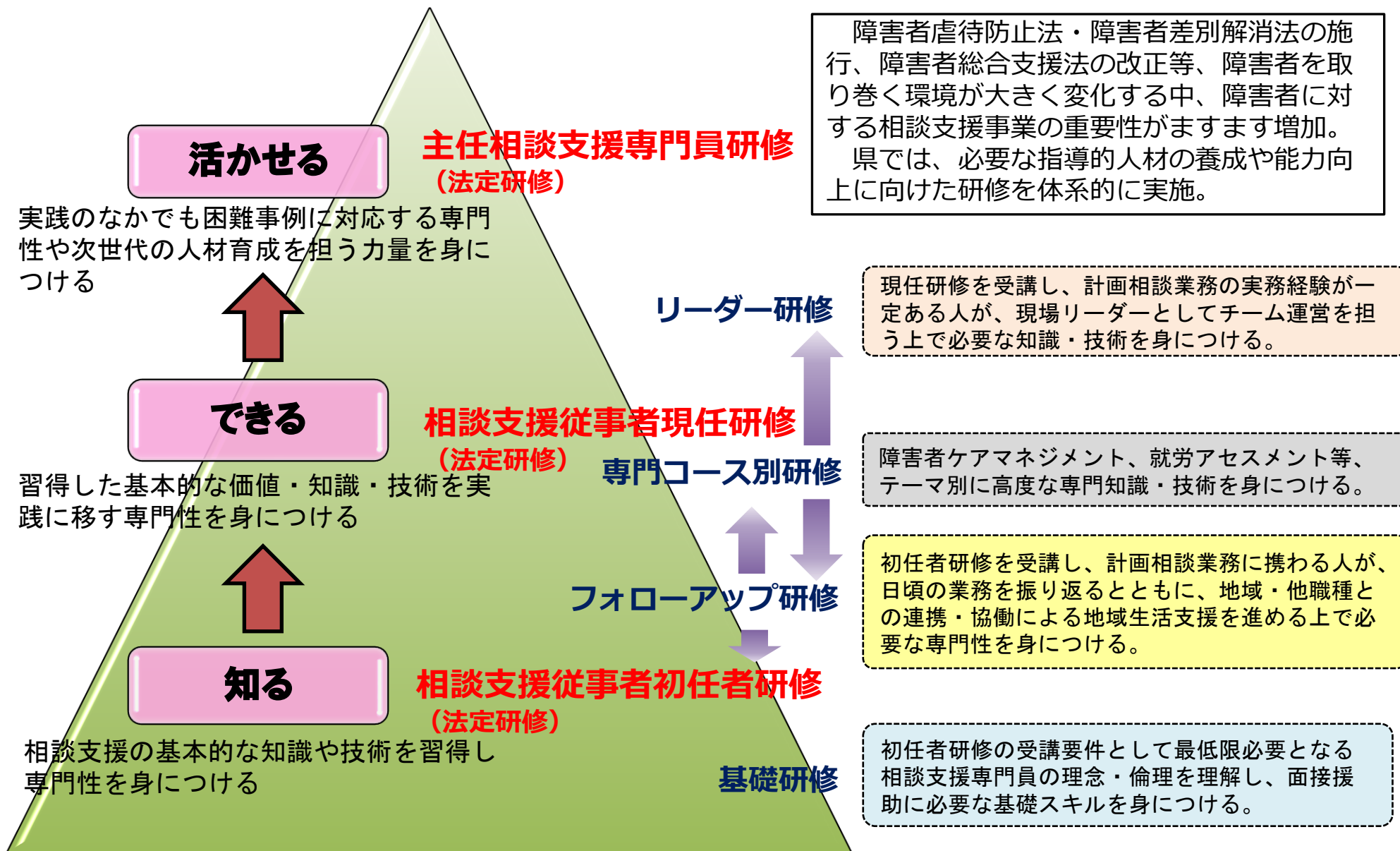
## 相談支援体制 整備事業

- ・ 都道府県相談支援体制整備事業  
（相談支援アドバイザーを配置し、地域のネットワーク構築に向けた指導・調整等）
- ・ 都道府県地域自立支援協議会  
（相談支援体制の構築、専門的分野における支援方策の情報共有・普及）

## サービス・相談支援者、 指導者育成事業

- ・ 障害支援区分認定調査員等研修事業  
（障害支援区分認定調査員等の資質向上）
- ・ サービス管理責任者研修事業（サービス管理責任者等の養成）
- ・ 居宅介護従業者等養成研修事業（居宅介護従業者等の養成）
- ・ 手話通訳者養成研修事業（手話通訳者の養成）
- ・ 盲ろう者通訳・介助員養成研修事業（盲ろう者通訳・介助員の養成）
- ・ 身体障害者・知的障害者相談員活動強化事業（相談対応能力の向上）
- ・ 音声機能障害者発声訓練指導者養成事業（発声訓練を行う指導者の養成）
- ・ その他サービス・相談支援者、指導者養成事業（サービス提供者の資質向上）

# 県が実施する相談支援従事者等研修のイメージ



# 市町村が行う地域生活支援事業①

## 相談支援事業

### ・ 障害者相談支援事業

個別支援機能	地域支援機能
<ul style="list-style-type: none"> <li>○福祉サービスの利用援助（情報提供、相談等）                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・調整困難事例への支援</li> <li>・潜在的ニーズへの働きかけ</li> </ul> </li> <li>○社会生活力を高めるための支援</li> <li>○ピアカウンセリング</li> <li>○権利擁護のために必要な援助</li> <li>○専門機関の紹介</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○社会資源を活用するための支援（各種支援施策に関する助言・指導）                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・協議会機能を活用した地域課題解決</li> </ul> </li> </ul>

### ・ 基幹相談支援センターの設置

地域の相談支援の拠点として総合的な相談業務（身体障害・知的障害・精神障害）及び成年後見制度利用支援事業を実施

## 日常生活用具給付等事業

	日常生活用具（日常生活用具給付等事業）
位置づけ	障害者総合支援法に基づく <b>地域生活支援事業</b> （市町村の必須事業）
概要	障害者等の日常生活がより円滑に行われるための用具を給付又は貸与
給付対象種目	厚生労働省告示により用具の要件、用途並びに形状を規定 介護・訓練支援用具、自立生活支援用具、在宅療養等支援用具、情報・意思疎通支援用具、排泄管理支援用具、居宅生活動作補助用具（※具体的な種目は、市町村が決定）
給付基準額	市町村が決定
給付対象者	身体障害者（児）、知的障害者（児）、精神障害者、難病患者等であって、当該用具を必要と市町村が決定する者
利用者負担	市町村が決定
財源	国庫補助 <裁量的経費>（国1／2以内、都道府県1／4以内）

# 市町村が行う地域生活支援事業②

## コミュニケーション 支援事業

・聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障害者・児を対象に、意思疎通を仲介する手話通訳者等を派遣。（手話通訳者：手話通訳士、手話通訳者、手話奉仕員 要約筆記者：要約筆記奉仕員）

現行の意思疎通支援は主に地域生活支援事業において実施されており、視覚障害、聴覚障害、盲ろう者を対象としている。

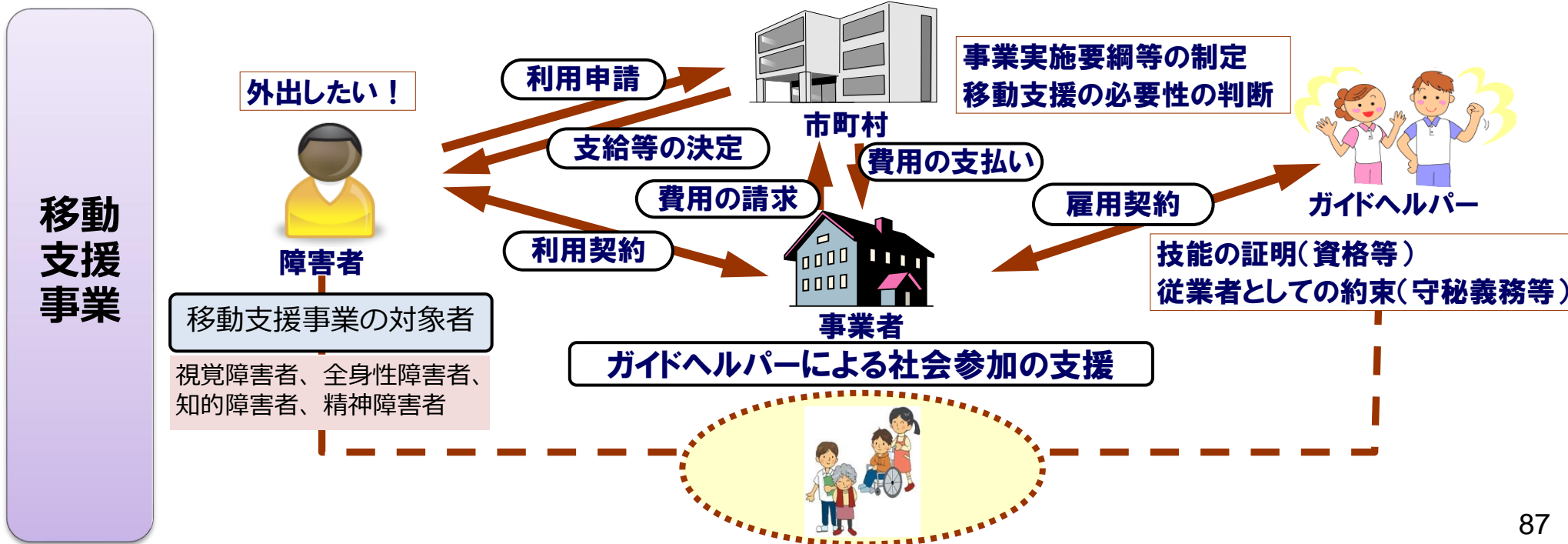
障害種別	意思疎通支援の方法		
	地域生活支援事業	障害福祉サービス	補助事業など
視覚障害	<ul style="list-style-type: none"> <li>・代筆者、代読者の養成・派遣</li> <li>・点訳・朗読奉仕員の養成・派遣</li> <li>・点字ディスプレイ、拡大読書器、デジタライズ図書、大活字図書など日常生活用具の給付</li> <li>・移動支援事業</li> <li>・補助犬（盲導犬）の育成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・居宅介護：家事援助の中で代読・代筆を実施</li> <li>・同行援護：移動に必要な情報の提供（代読・代筆を含む）</li> <li>・生活介護：視覚・聴覚言語障害者支援体制加算あり</li> <li>・自立訓練（機能訓練）：歩行訓練、点字読み書き等の訓練加算あり</li> <li>・就労移行支援（養成施設）：あんまマッサージ指圧師、はり師、きゅう師免許取得のための教育・実習加算あり</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・盲人安全つえ、眼鏡など補装具の給付</li> <li>・視覚障害者情報提供施設（点字図書館）の運営</li> <li>・視覚障害者用図書事業の実施（日本点字図書館、日本ライトハウス、日本盲人会連合が受託）</li> <li>・視覚障害者用図書情報ネットワーク「サビエ」の運営</li> </ul>
聴覚障害	<ul style="list-style-type: none"> <li>・手話通訳者、要約筆記者等の養成・派遣</li> <li>・ファクス、情報受信装置など日常生活用具の給付</li> <li>・字幕入り映像ライブラリー事業の実施</li> <li>・補助犬（聴導犬）の育成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・居宅介護（家事援助）：ヘルパー研修において障害特性ごとのコミュニケーション研修を受講（ヘルパーに手話等の技術が求められる場合がある。）</li> <li>・生活介護：視覚・聴覚言語障害者支援体制加算あり</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補聴器など補装具の給付</li> <li>・聴覚障害者情報提供施設の運営</li> <li>・手話通訳者現任研修の実施（全国手話研修センターが受託）</li> </ul>
盲ろう	<ul style="list-style-type: none"> <li>・盲ろう者向け通訳・介助員の養成・派遣</li> <li>・点字ディスプレイなど日常生活用具の給付</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・居宅介護、生活介護、自立訓練、同行援護などが利用可能であるが、事業者が盲ろう者に対応したコミュニケーション技術を習得している従事者が少ないため、利用は低調</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・盲ろう者向け生活訓練等事業の実施（上欄の視覚障害者向け、聴覚障害者向けの事業の利用も可能）</li> </ul>
失語症	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会話支援者の養成及び派遣（我孫子市の「失語症会話パートナー事業」等、実施例あり）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・多くは身体障害を伴うため、居宅介護、生活介護、共同生活援助など各種サービスの利用が可能（言語障害の場合、右片の麻痺という特性があるため、ヘルパー等支援者は意思疎通を図るための技術が必要）</li> </ul>	
A L S 等 (構音障害＋運動障害)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入院時、ヘルパー派遣によるコミュニケーション支援を実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・居宅介護、重度訪問介護、生活介護などのサービスが利用可能であり、意思疎通の支援はサービス提供の一環として実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・重度意思伝達装置など補装具の給付</li> </ul>

# 市町村が行う地域生活支援事業③

## 障害者の移動を支援する福祉サービス

	移動支援	居宅介護	重度訪問介護	同行援護	行動援護
目的	社会生活上必要不可欠な外出、社会参加のための外出	病院への通院等のための移動介助又は官公署での公的手続若しくは障害者総合支援法に基づくサービスを受けるための相談に係る移動介助	社会生活上必要不可欠な外出、社会参加のための外出 ※「通勤、営業活動等の経済活動に係る外出、通年かつ長期にわたる外出及び社会通念上適当でない外出」を除く		

区分	実施方法			
個別給付(同行援護、行動援護、重度訪問介護)	個別支援	—	—	—
地域生活支援事業	個別支援 ・個別的支援が必要な者に対するマンツーマンによる支援	グループ支援 ・複数の障害者等への同時支援・屋外でのグループワーク、同一目的地・同一イベントへの複数人同時参加の際の支援	車両移送 ・福祉バス等車両の巡回による送迎支援 ・駅等の経路を定めた運行、各種行事の参加のための運行等	



# 市町村が行う地域生活支援事業④

## 成年後見制度

・認知症、知的障害、精神障害などにより物事を判断する能力が十分でない方について、本人の権利を守る援助者（「成年後見人」等）を選ぶことで、本人を法的に支援する制度。

### 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度の利用に要する費用のうち、成年後見制度の申し立てに要する経費（登記手数料、鑑定費用等）及び後見人等の報酬等の全部又は一部を補助。

#### 【法定後見制度】

家庭裁判所に審判の申し立てを行い、家庭裁判所によって、援助者として成年後見人等が選ばれる制度。本人の判断能力に応じて、後見、保佐、補助の3つの類型がある。

### 成年後見制度法人後見支援事業

- 法人後見実施団体、法人後見の実施を予定している団体等への研修
- 法人後見の活動等のための地域の実態把握や法人後見推進のための検討会等の実施
- 弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門職により、法人後見団体が困難事例等に円滑に対応できるための支援体制の構築
- その他、法人後見を行う事業所の立ち上げ支援等

	後見	保佐	補助
対象者	判断能力が欠けているのが通常の状態の方	判断能力が著しく不十分な方	判断能力が不十分な方
申し立てをすることができる人	本人、配偶者、四親等内の親族、検察官、市町村長等		
成年後見人等の同意が必要な行為	—	民法13条1項所定の行為（※2・3・4）	申し立ての範囲内で家庭裁判所が審判で定める「特定の法律行為」（民法13条1項所定の行為の一部）（※1・2・4）
取消しが可能な行為	日常生活に関する行為以外の行為	同上	同上（※2・4）
成年後見人等に与えられている代理権の範囲	財産に関する全ての法律行為	申し立ての範囲内で家庭裁判所が審判で定める「特定の法律行為」（※1）	同左（※1）
制度を利用した場合の資格等の制限	医師、税理士等の資格や会社役員、公務員等の地位を失う等		—

※1 本人以外の申し立てにより、保佐人に代理権を与える審判をする場合、本人の同意が必要。補助開始の審判や補助人に同意権・代理権を与える審判をする場合も同じ。

※2 民法13条1項では、借金、訴訟行為、相続の承認・放棄、新築・改築・増築等の行為。

※3 家庭裁判所の審判により、民法13条1項所定の行為以外についても、同意権・取消権の範囲とすることが可能。

※4 日用品の購入等、日常生活に関する行為を除く。



## (令和6年度予算)地域生活支援事業(市町村事業)

### 必須事業

- 1 理解促進研修・啓発事業
- 2 自発的活動支援事業
- 3 相談支援事業
  - (1) 基幹相談支援センター機能強化事業
  - (2) 住宅入居等支援事業(居住サポート事業)
- 4 成年後見制度利用支援事業
- 5 成年後見制度法人後見支援事業
- 6 意思疎通支援事業
- 7 日常生活用具給付等事業
- 8 手話奉仕員養成研修事業
- 9 移動支援事業
- 10 地域活動支援センター機能強化事業

### 任意事業

- 1 日常生活支援
  - (1) 福祉ホームの運営
  - (2) 訪問入浴サービス
  - (3) 生活訓練等
  - (4) 日中一時支援
  - (5) 地域生活支援拠点・ネットワーク運営推進事業【新規】
  - (6) 相談支援事業所等(地域援助事業者)における退院支援体制確保
  - (7) 協議会における地域資源の開発・利用促進等の支援
  - (8) 市町村と地域生活定着支援センターの連携強化事業
- 2 社会参加支援
  - (1) レクリエーション活動等支援
  - (2) 芸術文化活動振興
  - (3) 点字・声の広報等発行
  - (4) 奉仕員養成研修
  - (5) 複数市町村による意思疎通支援の共同実施促進
  - (6) 家庭・教育・福祉連携推進事業
- 3 就業・就労支援
  - (1) 盲人ホームの運営
  - (2) 知的障害者職親委託

(参考) 交付税を財源として実施する事業

- ・ 相談支援事業のうち障害者相談支援事業
- ・ 地域活動支援センター基礎的事業
- ・ 障害支援区分認定等事務
- ・ 自動車運転免許取得・改造助成
- ・ 更生訓練費給付

# (令和6年度予算)地域生活支援事業(都道府県事業)

## 必須事業

- 1 専門性の高い相談支援事業
  - (1) 発達障害者支援センター運営事業
  - (2) 高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援普及事業
- 2 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業
  - (1) 手話通訳者・要約筆記者養成研修事業
  - (2) 盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業
  - (3) 失語症者向け意思疎通支援者養成研修事業
- 3 専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業
  - (1) 手話通訳者・要約筆記者派遣事業
  - (2) 盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業
  - (3) 失語症者向け意思疎通支援者派遣事業
- 4 意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整事業
- 5 広域的な支援事業
  - (1) 都道府県相談支援体制整備事業
  - (2) 精神障害者地域生活支援広域調整等事業
  - (3) 発達障害者支援地域協議会による体制整備事業

## 任意事業

- 1 サービス・相談支援者、指導者育成事業
  - (1) 障害支援区分認定調査員等研修事業
  - (2) 相談支援従事者等研修事業
  - (3) サービス管理責任者研修事業
  - (4) 居宅介護従業者等養成研修事業
  - (5) 障害者ピアサポート研修事業
  - (6) 身体障害者・知的障害者相談員活動強化事業
  - (7) 音声機能障害者発声訓練指導者養成事業
  - (8) 精神障害関係従事者養成研修事業
  - (9) 精神障害者支援の障害特性と支援技法を学ぶ研修事業
  - (10) 成年後見制度法人後見養成研修事業
  - (11) その他サービス・相談支援者、指導者育成事業

## 任意事業

- 2 日常生活支援
  - (1) 福祉ホームの運営
  - (2) オストメイト(人工肛門、人工膀胱造設者)社会適応訓練
  - (3) 音声機能障害者発声訓練
  - (4) 矯正施設等を退所した障害者の地域生活への移行促進
  - (5) 医療型短期入所事業所開設支援
  - (6) 障害者の地域生活の推進に向けた体制強化支援事業
- 3 社会参加支援
  - (1) 手話通訳者設置
  - (2) 字幕入り映像ライブラリーの提供
  - (3) 点字・声の広報等発行
  - (4) 点字による即時情報ネットワーク
  - (5) 都道府県障害者社会参加推進センター運営
  - (6) 奉仕員養成研修
  - (7) レクリエーション活動等支援
  - (8) 芸術文化活動振興
  - (9) サービス提供者情報提供等
  - (10) 障害者自立(いきいき)支援機器普及アンテナ事業
  - (11) 企業CSR連携促進
  - (12) 障害者芸術・文化祭のサテライト開催事業
- 4 就業・就労支援
  - (1) 盲人ホームの運営
  - (2) 重度障害者在宅就労促進(バーチャル工房支援)
  - (3) 一般就労移行等促進
  - (4) 障害者就業・生活支援センター体制強化等
  - (5) 就労移行等連携調整事業
- 5 重度障害者に係る市町村特別支援

# (令和6年度予算)地域生活支援促進事業

## 都道府県事業

- |                                 |   |
|---------------------------------|---|
| 1 発達障害児者地域生活支援モデル事業             | 14 「心のバリアフリー」推進事業                                 |
| 2 かかりつけ医等発達障害対応力向上研修事業          | 15 身体障害者補助犬育成促進事業                                 |
| 3 発達障害者支援体制整備事業【 <b>拡充</b> 】    | 16 発達障害児者及び家族等支援事業                                |
| 4 障害者虐待防止対策支援事業                 | 17 発達障害診断待機解消事業                                   |
| 5 障害者就業・生活支援センター事業              | 18 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業                    |
| 6 工賃向上計画支援等事業【 <b>拡充</b> 】      | 19 障害者ICTサポート総合推進事業【 <b>拡充</b> 】                  |
| 7 障害者芸術・文化祭開催事業(※)              | 20 意思疎通支援従事者キャリアパス構築支援事業                          |
| 8 強度行動障害支援者養成研修事業(基礎研修、実践研修)    | 21 地域における読書バリアフリー体制強化事業                           |
| 9 障害福祉従事者の専門性向上のための研修受講促進事業     | 24 入院者訪問支援事業【 <b>拡充</b> 】                         |
| 10 成年後見制度普及啓発事業                 | 25 高次脳機能障害及びその関連障害に対する地域支援ネットワーク構築促進事業            |
| 11 アルコール関連問題に取り組む民間団体支援事業       | 26 都道府県による基幹相談支援センター・地域生活支援拠点等整備推進事業【 <b>新規</b> 】 |
| 12 薬物依存症に関する問題に取り組む民間団体支援事業     | 27 都道府県・指定都市における虐待対応体制整備支援事業【 <b>新規</b> 】         |
| 13 ギャンブル等依存症に関する問題に取り組む民間団体支援事業 |   |

## 市町村事業

- |                     |                                    |
|---------------------|------------------------------------|
| 1 発達障害児者地域生活支援モデル事業 | 16 発達障害児者及び家族等支援事業                 |
| 4 障害者虐待防止対策支援事業     | 22 重度訪問介護利用者の大学修学支援事業【 <b>拡充</b> 】 |
| 10 成年後見制度普及啓発事業     | 23 雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業       |

## **10 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定**

# 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定における主な改定内容

## 1 障害福祉サービス等における横断的な改定事項

- 現行の処遇改善加算の一本化及び加算率の引き上げ  
＜職種間配分ルールの統一、月額賃金改善に関する要件の見直し 等＞
  - 地域生活支援拠点等において、情報連携等を担うコーディネーターの配置を評価する加算を創設  
＜地域生活支援拠点等機能強化加算【新設】500単位/月＞
  - 強度行動障害を有する障害者の受入体制の強化や、「中核的人材」の配置や「集中的支援」について評価（生活介護・施設・グループホーム等）  
＜基礎研修受講者を20%以上配置し、区分6かつ行動関連項目10点以上の者に支援を行った場合 360単位/日、集中的支援加算（Ⅰ）【新設】1000単位/月 等＞
  - 感染症発生時に備えた医療機関との連携強化（施設等）  
＜障害者支援施設等感染対策向上加算（Ⅰ）【新設】10単位/月 等＞
  - 障害者虐待防止措置や身体拘束の適正化等、必要な基準を満たしていない場合の減算の導入・見直し（全サービス共通）  
＜虐待防止措置未実施減算【新設】所定単位数の1%減算 等＞
  - 通所系サービスにおける食事提供加算の見直し  
＜栄養面の評価を導入したうえで、経過措置を令和9年3月31日まで延長＞
  - 物価高騰を踏まえた施設における補給給付の基準費用額（食費・光熱水費）の見直し  
＜基準費用額 54,000円 ⇒ 55,500円＞
  - 障害福祉現場の業務効率化（全サービス共通）  
＜管理者の兼務範囲の見直し、テレワークの取扱いの明確化、申請書類の標準化 等＞
- ## 2 訪問系サービス（居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・重度障害者等包括支援）
- 居宅介護の特定事業所加算に算定にあたり、重度障害児への対応を評価  
＜特定事業所加算の算定要件に重症心身障害児及び医療的ケア児への支援を追加＞
  - 入院中の重度訪問介護の利用について特別なコミュニケーション支援を必要とする障害支援区分4及び5の利用者も対象に追加  
＜入院中の重度訪問介護利用の対象 区分6⇒ 区分4以上＞
  - 重度化・高齢化を踏まえた居宅介護・重度訪問介護の国庫負担基準の見直し  
＜居宅介護の国庫負担基準に介護保険対象者の区分を追加 等＞

## 3 日中活動系サービス（生活介護・短期入所）

- 生活介護においてサービス提供時間に応じた評価を導入  
＜生活介護の基本報酬の見直し。なお、サービス提供時間については、個別支援計画に定めた個々の支援時間で算定することを基本とするなど一定の配慮を設ける＞
- 医療的ケアが必要な者へ対応の評価（生活介護・施設・短期入所）  
＜人員配置体制加算（Ⅰ）利用定員20人以下 321単位/日、嚔痰吸引等実施加算【新設】30単位/日 等＞
- 短期入所における緊急時の受け入れを更に評価  
＜緊急短期入所受入加算（Ⅰ）180単位 ⇒ 270単位 等＞
- 福祉型短期入所サービスにおける医療的ケア児者の受け入れを促進  
＜医療型ケア対応支援加算【新設】120単位/日 等＞

## 4 施設系・居住支援系サービス（施設入所支援・共同生活援助・自立生活援助）

- 施設のすべての入所者に対して、地域移行の意向を確認。グループホームの見学、地域活動への参加等を評価  
＜意向確認に関する指針未作成の場合の減算 5単位/日、地域移行促進加算（Ⅱ）【新設】60単位/日等＞
- 施設における10人規模の利用定員の設定  
＜基本報酬で対応。生活介護も同様の対応＞
- 施設から地域へ移行し、入所定員を減らした場合の加算を創設  
＜地域移行支援体制加算【新設】＞
- グループホームから希望する一人暮らし等に向けた支援の評価  
＜自立生活支援加算（Ⅰ）【新設】1000単位/月 等＞
- 世話人の配置基準に応じた基本報酬区分を改め、サービス提供時間の実態に応じて加算する報酬体系へ見直し  
＜グループホームの基本報酬の見直し＞
- グループホーム等において地域連携推進会議を設置し、地域の関係者を含む外部の目を定期的に入れる取組を義務づけ  
＜運営基準に規定。ただし、令和6年度は努力義務とし、令和7年度から義務化＞

# 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定における主な改定内容

## 5 訓練系サービス

(自立訓練(機能訓練)・自立訓練(生活訓練))

- ・社会生活の自立度評価指標(SIM)の活用と報酬上の評価  
〈個別計画訓練支援加算(Ⅰ)【新設】47単位/日 等〉
- ・ピアサポートの専門性の評価  
〈ピアサポート実施加算【新設】100単位/月〉

## 6 就労系サービス

(就労移行支援・就労継続支援A型・就労継続支援B型  
・就労定着支援・就労選択支援)

- ・就労移行支援事業所を定員10名以上から実施可能となるよう見直し  
〈利用定員規模 20人以上⇒ 10人以上〉
- ・就労継続支援A型のスコア方式について、生産活動収支や平均労働時間に応じた評価となるよう項目を見直し  
〈就労継続支援A型の基本報酬におけるスコア方式を見直し〉
- ・就労継続支援B型における平均工賃月額に応じた報酬体系について、よりメリハリをつけた報酬体系に見直し  
〈就労継続支援B型の基本報酬の見直し、人員配置「6:1」の報酬体系の創設【新設】、目標工賃達成加算【新設】10単位/日 等〉
- ・就労定着支援の基本報酬を就労定着率のみに応じた報酬体系に見直し  
〈就労定着支援の基本報酬の見直し〉
- ・就労選択支援の円滑な実施のための基本報酬・人員配置基準等の設定  
〈就労選択支援サービス費【新設】 1210単位/日〉

## 7 相談系サービス(計画相談支援・障害児相談支援)

- ・支援の質の高い相談支援事業所の整備を推進するため、機能強化型の基本報酬を充実  
〈計画相談支援の基本報酬の見直し〉
- ・地域の中核的な相談支援事業所の主任相談支援専門員を更に評価  
〈主任相談支援専門員配置加算 100単位/月  
⇒ 主任相談支援専門員配置加算(Ⅰ)(Ⅱ) 300単位/月・100単位/月〉
- ・相談支援における医療等の多機関連携のための各種加算の拡充  
〈医療・保育・教育機関等連携加算 100単位/月 ⇒ 150~300単位/月 等〉

## 8 障害児支援

(児童発達支援・放課後等デイサービス・居宅訪問型児童発達支援  
・保育所等訪問支援・福祉型障害児入所施設・医療型障害児入所施設)

- ・児童発達支援センター等における中核機能を評価  
〈中核機能強化加算【新設】 22単位~155単位/日  
中核機能強化事業所加算【新設】 75単位~187単位/日〉
- ・児童発達支援・放課後等デイサービスにおいて総合的な支援を推進  
〈総合的な支援の提供を基本とすることを運営基準に規定 等〉
- ・児童発達支援・放課後等デイサービスにおいてサービス提供時間に応じた評価を導入  
〈児発・放デイの基本報酬の見直し 〉
- ・支援ニーズの高い児への支援の評価を充実  
〈入浴支援加算【新設】55単位/日、視覚・聴覚・言語機能障害児支援加算【新設】100単位、強度行動障害児支援加算 155単位/日 ⇒ 200又は250単位/日 等〉
- ・家族支援の評価を充実  
〈事業所内相談支援加算 80単位/月1回 ⇒ 家族支援加算 80単位/月4回(わいわい60単位)、延長支援加算の見直し 等〉
- ・インクルージョン推進の取組への評価を充実(保育所等訪問支援の充実 等)  
〈訪問支援員特別加算 679単位/日 ⇒ 700又は850単位/日〉
- ・障害児入所支援における小規模化や地域生活に向けた支援等への評価を充実  
〈小規模グループケア加算 240単位/日 ⇒ 186~320単位/日  
ケア付型 +308単位/日 ⇒ +378単位/日、移行支援計画の作成等を運営基準に規定 等〉

# 地域生活支援拠点等の機能の充実

- 障害者の重度化・高齢化や親亡き後を見据え、緊急時の対応や施設や病院等からの地域移行の推進を担う地域生活支援拠点等について、障害者総合支援法の改正により市町村に対する努力義務を設け、その整備を推進するとともに、機能の充実を図る。

## ① 情報連携等のコーディネート機能の評価

- 地域生活支援拠点等において、情報連携等を担うコーディネーターの配置を評価する加算を創設する。（別紙参照）

【新設】地域生活支援拠点等機能強化加算 **500単位/月** \*拠点コーディネーター1名につき100回/月を上限  
(地域移行支援、自立生活援助、地域定着支援、計画相談支援、障害児相談支援)



## ② 緊急時の重度障害者の受入機能の充実

- 地域生活支援拠点等に位置づけられ、かつ、平時からの連携調整に従事する者を配置する通所系サービス事業所において、障害の特性に起因して生じた緊急事態の際に、夜間に支援を行った場合に加算する。

【新設】通所系サービス 緊急時受入加算 **100単位/日**

- 地域生活支援拠点等に位置づけられ、かつ、平時からの連携調整に従事する者を配置する短期入所事業所において、医療的ケア児等の重度障害者を受け入れた場合に加算する。

【現行】短期入所(加算)100単位/日 \*拠点位置づけのみ 【見直し後】短期入所(加算)**200単位/日** \*連携調整者配置

※ 地域生活支援拠点等に係る既存の加算について、関係機関との連携調整に従事する者を配置することを要件に加える。(訪問系サービス等)

## ③ 地域移行に向けた動機付け支援に係る評価

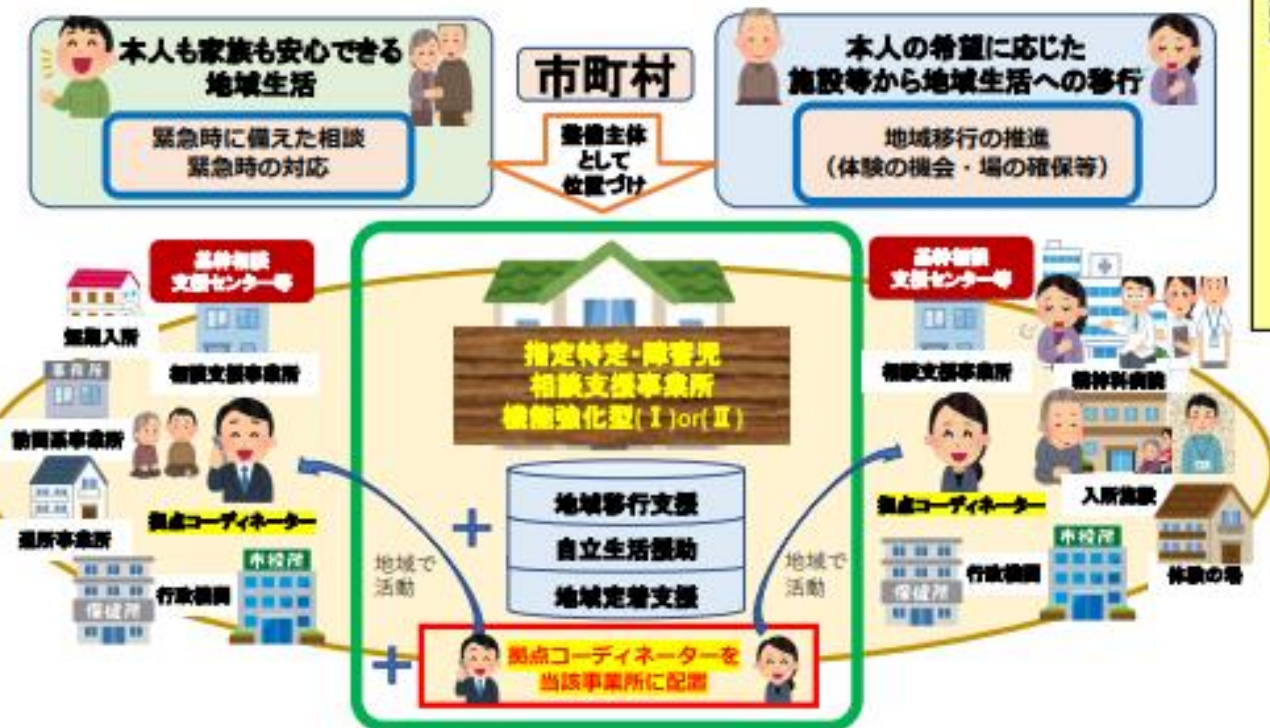
- 地域生活支援拠点等に位置づけられている障害者支援施設において、地域移行に向けた動機付け支援として、グループホーム等の見学や食事利用、地域活動への参加等を行った場合に加算する。  
(1月に3回を限度)

【新設】施設入所支援 地域移行促進加算(Ⅱ) **60単位/日**



# 拠点コーディネーターの配置によるコーディネート機能の体制整備の評価

## ① 市町村が整備する地域生活支援拠点等において、拠点コーディネーターを地域の中核的な相談支援事業所が**単独**で配置する場合



【新設】地域生活支援拠点等機能強化加算 500単位/月

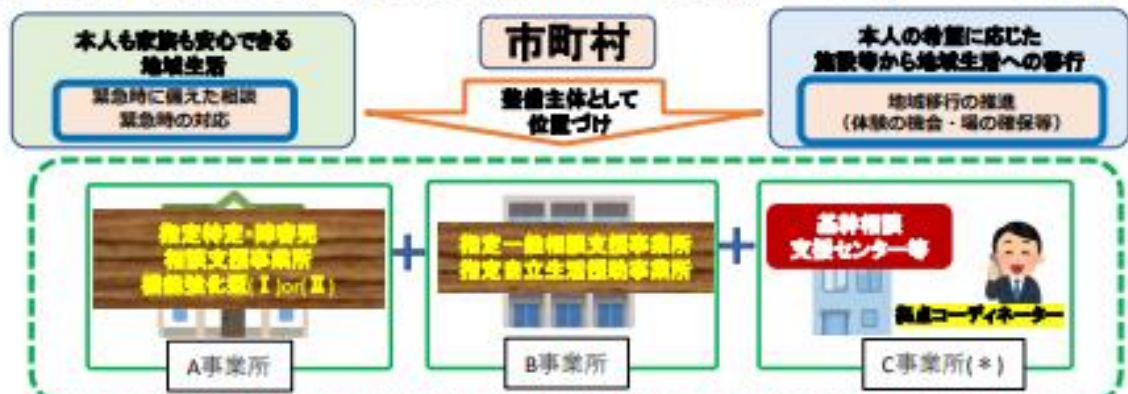
- 計画相談支援及び障害児相談支援（機能強化型基本報酬（Ⅰ）又は（Ⅱ）を算定する場合に限る。）と自立生活援助、地域移行支援及び地域定着支援のサービスを同一の事業所で一體的に提供し、かつ、市町村から地域生活支援拠点等に位置づけられた相談支援事業者等において、情報連携等を担うコーディネーターを常勤で1以上配置した場合、当該相談支援事業所等の計画相談支援、障害児相談支援、地域移行支援、自立生活援助、地域定着支援にそれぞれ加算する。  
\*コーディネーター1人当たり100回/月までの算定とする。

【拠点コーディネーターの役割（例）】

- 市町村との連絡体制、基幹相談支援センターや相談支援事業所との連携体制、市町村（自立支援）協議会との連携体制、複数法人で拠点機能を担う場合の連携体制や伝達体制の整理等の地域における連携体制の構築
- 緊急時に備えたニーズ把握や相談、地域移行に関するニーズの把握や動機付け支援等

- \* 相談支援事業所は、拠点コーディネーターの役割は地域における連携体制の構築であり、個別給付に係る支援の実施が配置の目的ではないことに留意。原則、個別給付に係る業務は行わない。
- \* 本報酬は法第七十七条第三項の地域生活支援拠点等の体制整備に係る加算であることから、市町村は、本報酬を理由に、障害者相談支援事業の委託料を減額することがないように留意。

## ② 市町村が整備する地域生活支援拠点等において、拠点コーディネーターを地域の中核的な相談支援事業所等で**共同**して配置する場合



- 計画相談支援及び障害児相談支援（機能強化型基本報酬（Ⅰ）又は（Ⅱ）を算定する場合に限る。）、自立生活援助、地域移行支援及び地域定着支援に係る複数の事業者が、地域生活支援拠点等のネットワークにおいて相互に連携して運営されており、かつ、市町村から地域生活支援拠点等に位置づけられた当該事業者又はネットワーク上の関係機関（基幹相談支援センター等）において、情報連携等を担うコーディネーターが常勤で1以上配置されている場合に、それぞれの事業所が地域生活支援拠点等の機能で担う当該サービス費に加算する。

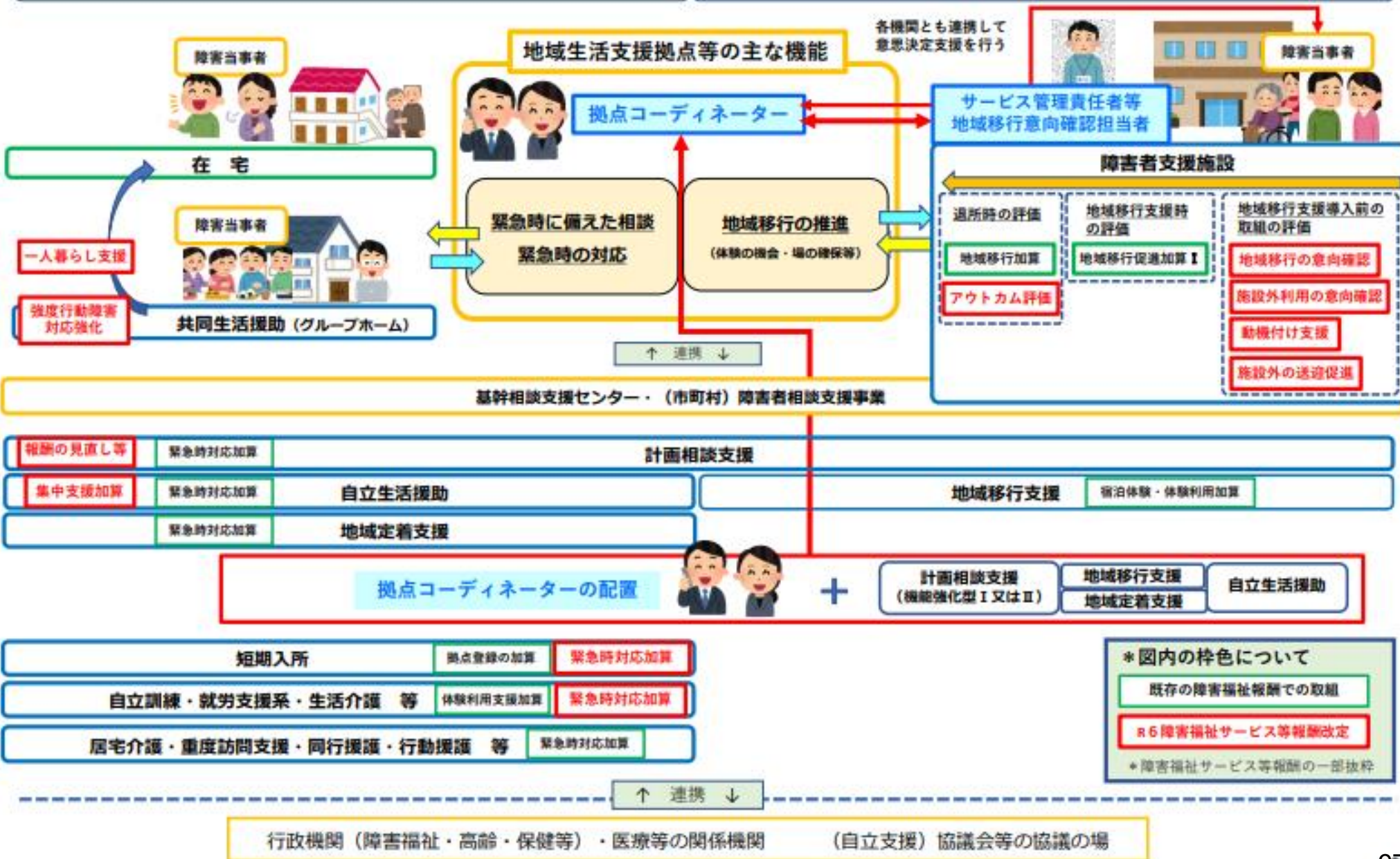
(\*) 拠点コーディネーターは加算対象以外の事業所にも配置可。



# 障害者支援施設からの地域移行に向けた取組の全体像（イメージ）

本人も家族も安心できる地域生活

本人の希望に応じた施設から地域生活への移行



# 強度行動障害を有する障害者等への支援体制の充実

## ①強度行動障害を有する者の受入体制の強化

### 【重度障害者支援加算（生活介護・施設入所支援）】

- 区分6以上行動関連項目10点以上の報酬区分を新設する。
- 強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）修了者の加配要件を廃止し、生活支援員に占める割合での評価とする（体制加算部分は廃止）。（現行）基準及び人員配置体制加算の配置数に加えて配置される基礎研修修了者1人（4時間程度以上）につき、利用者5人まで算定可（見直し後）生活支援員のうち基礎研修修了者の割合が20%以上

### 【重度障害者支援加算（短期入所）】

- 区分4,5の報酬区分を新設する。
- 標準的な支援を推進するため、強度行動障害支援者養成研修（実践研修）修了者が作成した支援計画シート等により適切な支援を行った場合の評価を新設する（基礎研修修了者の配置のみの加算部分は廃止）。

### 【重度障害者支援加算（共同生活援助）】

- 共同生活援助での受入体制を強化するため、利用者の状態や環境の変化等に適応するための初期のアセスメント等の評価を新設する。

### 【重度障害者支援加算（共通）】

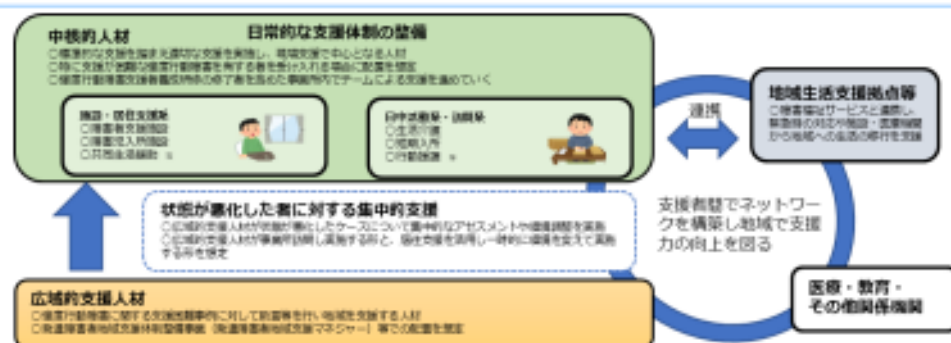
- 生活介護・施設入所支援・短期入所・共同生活援助において、行動関連項目の合計点が18点以上の者を受入れて中核的人材が作成する支援計画シート等により適切な支援を行った場合にさらに加算する。

## ②状態が悪化した強度行動障害を有する児者への集中的支援

- 高度な専門性により地域を支援する人材（広域的支援人材）が、事業所等を集中的に訪問等（情報通信機器を用いた地域外からの指導助言も含む）し、適切なアセスメントと有効な支援方法の整理を共に行い環境調整を進め、支援を行った場合の評価を新設する。※期間は3か月を限度

### 【新設】集中的支援加算

- ・ 広域的支援人材が訪問等した場合の評価 1,000単位/回（月に4回を限度）
- ・ 状態が悪化した者を受け入れた施設等への評価 500単位/日



	区分4以上かつ10点以上 ※実践研修修了者配置		【新設】18点以上の場合 ※中核的人材養成研修修了者配置		区分6以上かつ10点以上 ※実践研修修了者配置		【新設】18点以上の場合 ※中核的人材養成研修修了者配置	
	受入・体制	初期	個別支援	初期	【新設】受入・体制	【新設】初期	個別支援	初期
生活介護・施設入所支援	180単位	400単位	+150単位	+200単位	360単位	500単位	+150単位	+200単位
短期入所	【新設】受入 30単位	【新設】体制 +70単位	個別支援 +50単位		受入 50単位	【新設】体制 +100単位	個別支援 +50単位	
共同生活援助	受入・体制 180単位	【新設】初期 400単位	個別支援 +150単位	初期 +200単位	受入・体制 360単位	【新設】初期 500単位	個別支援 +150単位	初期 +200単位

## ③行動援護における短時間の支援の評価等

- ニーズの高い短時間の支援を評価する（長時間の支援は見直し）。

### 【行動援護の基本報酬】（例）

- ・ 所要時間30分以上1時間未満の場合（現行）407単位 →（見直し後）437単位
- ・ 所要時間5時間30分以上6時間未満の場合（現行）1,940単位 →（見直し後）1,904単位

- 特定事業所加算に以下の要件を追加する。

- ・ 医療・教育等の関係機関との連携 ・ 行動関連項目18点以上の者を受入れ
- ・ 中核的人材養成研修を修了したサービス提供責任者の配置

## ④重度障害者等包括支援における専門性の評価等

- 訪問系サービスにおいて有資格者による支援を評価する。

【新設】有資格者支援加算 60単位/日（1人1日当たり）

- 複数のサービス事業者による連携した支援を評価する。

【新設】外部連携支援加算 200単位/回（月4回を限度）

# 障害者の意思決定支援を推進するための方策

## 意思決定支援の推進（運営基準への位置づけ）

障害者の意思決定支援を推進するため、「障害福祉サービス等の提供に当たっての意思決定支援ガイドライン」を踏まえ、相談支援及び障害福祉サービス事業等の指定基準において、以下の規定を追加する。

### 【取扱方針】

- 事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮するよう努めなければならない。

### 【サービス等利用計画・個別支援計画の作成等】

- 利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。
- 利用者の希望する生活や課題等の把握（アセスメント）に当たり、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握しなければならない。
- 相談支援専門員やサービス管理責任者が行うサービス担当者会議・個別支援会議について、利用者本人が参加するものとし、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認する。

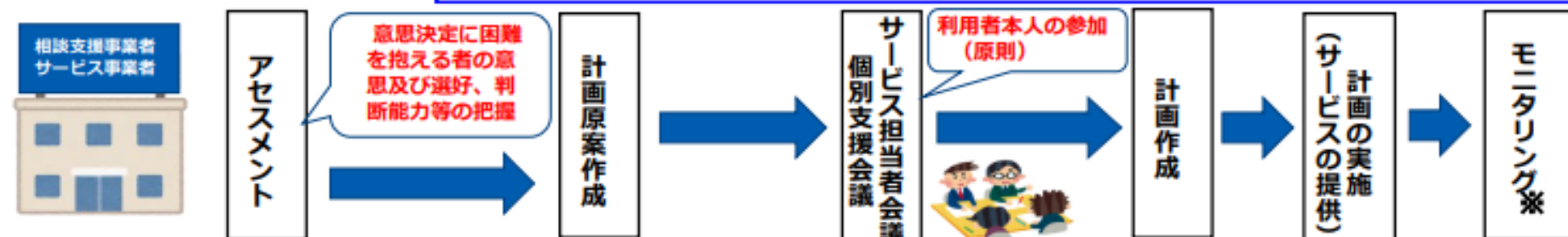
※ 障害児者の状況を踏まえたサービス等利用計画・障害児支援計画の作成を推進する観点から、サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者が作成した個別支援計画について相談支援事業者への交付を義務付け。

### 【サービス管理責任者の責務】

- サービス管理責任者は、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定支援が行われるよう努めなければならない。

※障害児通所支援、障害児入所施設についても、障害児及びその保護者の意思の尊重の観点から、上記に準じた規定を追加。

(参考) 障害者の意思決定支援のプロセス 相談支援専門員・サービス管理責任者が、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、計画を検討



※相談支援専門員によるモニタリングについて、地域移行に向けた意思決定支援や重度の障害等のため頻回な関わりが必要な者は標準より短い期間で設定が望ましい旨例示

## 虐待防止措置

施設・事業所における障害者虐待防止の取組を徹底するため、障害者虐待防止措置を未実施の障害福祉サービス事業所等について、虐待防止措置未実施減算（所定単位数の1%を減算）を創設。

### （参考）障害者虐待防止措置

- ① 虐待防止委員会を定期的開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ること。
- ② 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- ③ 上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

## 身体拘束の適正化

- 身体拘束等の適正化の徹底を図るため、施設・居住系サービスについて、身体拘束廃止未実施減算の減算額を5単位から所定単位数の10%に引き上げ。訪問・通所系サービスについて、減算額を5単位から所定単位数の1%に見直す。

（※）施設・居住系：障害者支援施設（施設入所支援のほか、障害者支援施設が行う各サービスを含む）、療養介護、障害児入所施設、共同生活援助、宿泊型自立訓練

訪問・通所系：居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、生活介護、短期入所、自立訓練（宿泊型自立訓練を除く）、就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援（障害者支援施設が行う各サービスを除く）

### （参考）身体拘束適正化措置

- ① やむを得ず身体拘束等を行う場合、その態様及び時間、利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録すること。
- ② 身体拘束適正化検討委員会を定期的開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ること。
- ③ 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- ④ 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

## 本人の意向を踏まえたサービス提供（同性介助）

- 施設・事業所において、本人の意思に反する異性介助がなされないよう、サービス管理責任者等がサービス提供に関する本人の意向を把握するとともに、本人の意向を踏まえたサービス提供体制の確保に努めるべき旨を障害福祉サービス事業等の指定基準の解釈通知に明記。

## <各種様式等の簡素化・標準化>

- 障害福祉分野における各種様式については、規制改革実施計画（令和5年6月16日閣議決定）において、「障害福祉サービス等事業者及び地方公共団体の意見も踏まえつつ、（中略）地方公共団体に対して提出する指定申請関連文書、報酬請求関連文書（中略）について、標準様式及び標準添付書類（以下「標準様式等」という。）を作成すること」、「標準様式等に関する検討結果を踏まえ（中略）電子的に申請・届出を可能とするためのシステムの整備について検討する」とされている。
- このため、**令和5年度中にサービス類型ごとに、標準様式等を作成**することとしており、標準様式等を作成後、地方公共団体に対して活用を促し、令和6年度以降、その普及の状況等を踏まえ、標準様式等の使用の基本原則化について検討を行うこととしている。
- また、令和6年度に「電子的に申請・届出を可能とするためのシステムの整備」に向けた検討を実施する予定。

### <標準様式等のイメージ（指定申請の場合）>

・現行の地方公共団体の申請様式等の構成を整理し、サービス類型を通じて共通の申請書、各サービス毎に記載が必要な事項をまとめた付表及び添付書類の一覧を作成する。

- ①指定申請書本体（サービスに関わらず共通の事項を記載）
- ②付表（各サービスごとに必要な項目を記載）
- ③添付書類の一覧（①や②の記載事項が正しいかを確認するための挙証資料）  
考えられる添付書類：登記の写し、従業員との雇用契約書、財務諸表 など

## <見守り支援機器導入による夜勤職員配置体制加算の要件の緩和>

- 見守り支援機器を導入したうえで入所者の支援を行っている障害者支援施設について、夜勤職員配置体制加算の要件を緩和（現行）前年度の利用者の数の平均値が21人以上40人以下の場合 夜勤**2人**以上  
⇒ 見守り機器を入所者数の15%以上設置：前年度の利用者の数の平均値が21人以上40人以下の場合 夜勤**1.9人**以上 等

## <管理者の兼務範囲の見直し・テレワークの取扱いの明確化>

- 管理者の責務として、利用者へのサービス提供の場面等で生じる事象を常時適切に把握しながら、職員及び業務の一元的な管理・指揮命令を行うことを示しつつ、訪問系サービス等の管理者について、こうした責務を果たせる場合であって、事故発生時等の緊急時の対応について、あらかじめ対応の流れを定め、必要に応じて管理者自身が速やかに出勤できる場合にあっては、**同一敷地内等に限らず兼務できる旨を示す。**
- **管理者について、管理上支障が生じない範囲内においてテレワークを行うことが可能**であることを示す。また、**管理者以外の職種又は業務について、テレワークについて具体的な考え方を示す。**

## 概要

【全サービス】

- 感染症や災害が発生した場合であっても、必要な障害福祉サービス等を継続的に提供できる体制を構築するため、業務継続に向けた計画の策定の徹底を求める観点から、感染症又は非常災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合、基本報酬を減算する。その際、一定程度の取組を行っている事業所に対し経過措置を設けることとする。

## 減算単位

### 業務継続計画未策定減算【新設】

- ・ 100分の3に相当する単位数を減算  
(療養介護、施設入所支援(施設入所支援のほか、障害者支援施設が行う各サービスを含む)、共同生活援助、宿泊型自立訓練、障害児入所施設)
- ・ 100分の1に相当する単位数を減算  
(居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、短期入所、生活介護、自立生活援助、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援、障害児相談支援、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援(障害者支援施設が行う各サービスを除く))

## 算定要件

- 以下の基準に適用していない場合、所定単位数を減算する。
  - ・ 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定すること
  - ・ 当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること
- ※ 令和7年3月31日までの間、「感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備」及び「非常災害に関する具体的計画」の策定を行っている場合には、減算を適用しない。  
ただし、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、自立生活援助、就労定着支援、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、計画相談支援、障害児相談支援、地域移行支援、地域定着支援については、「非常災害に関する具体的計画」の策定が求められていないこと等を踏まえ、令和7年3月31日までの間、減算を適用しない。
- ※ 就労選択支援については、令和9年3月31日までの間、減算を適用しない経過措置を設ける。

## ① 感染症発生時に備えた平時からの対応

### <運営基準の見直し>

- 障害者支援施設等（障害者支援施設、グループホーム、（福祉型）障害児入所施設）について、新興感染症の発生時等に感染者の対応を行う協定締結医療機関（\*）と連携し、新興感染症発生時等における対応を取り決めることを努力義務化
- 協力医療機関が協定締結医療機関である場合には、当該協力医療機関と利用者の急変時等の対応等の取り決めを行う中で、新興感染症の発生時等における対応についても協議を行うことを義務化

### <報酬による評価>

- 障害者支援施設等について、感染症発生時における施設内感染を防止する観点や感染者への医療提供を迅速に行う体制を平時から構築していく観点から、以下の①～③の要件を満たしている場合に評価。**（Ⅰ）**
  - ① 新興感染症の発生時等に感染者の診療等を実施する協定締結医療機関との連携体制を構築していること
  - ② 協力医療機関等と感染症発生時の対応を取り決めるとともに、軽症者等の施設において対応可能な感染者については、協力医療機関等との連携の上で施設において療養することが可能であること
  - ③ 感染症対策にかかる一定の要件を満たす医療機関等や地域の医師会が定期的に主催する感染対策に関する研修に参加し、助言や指導を受けること
- 医科診療報酬点数表の感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関から3年に1回以上実地指導を受けている場合に評価。**（Ⅱ）**

（\*）協定締結医療機関…令和4年12月に成立した感染症法等の改正により、都道府県は、新興感染症等の対応を行う医療機関と協議を行い、感染症に係る協定を締結することとしている。

#### 【新設】

障害者支援施設等感染対策向上加算（Ⅰ）	10単位/月
障害者支援施設等感染対策向上加算（Ⅱ）	5単位/月

## ② 新興感染症等の発生時に施設内療養を行う障害者支援施設等への対応

- 新興感染症等の発生時に、施設内で感染した障害者に対して必要な医療やケアを提供する観点や、感染拡大時の施設等における生活継続等の対応として、必要な体制を確保した上で施設内療養を行った場合に評価。

※ 対象の感染症については、今後のパンデミック発生時に必要に応じて指定

#### 【新設】

新興感染症等施設療養加算	240単位
--------------	-------

# 医療的ケア児の成人期への移行にも対応した医療的ケアの体制の充実等

サービス名	項目	改定概要
生活介護	常勤看護職員等加配加算の見直し	医療的ケア児の成人期への移行にも対応した体制を整備するため、常勤看護職員等配置加算について、看護職員の配置人数に応じた評価に見直し。 【見直し後】定員が11人以上20人以下 28単位/日 × 常勤換算員数 等
	人員配置体制加算の拡充	医療的ケアが必要な者など、重度の障害者に対する体制を整備するため、より手厚く人員を配置した場合の評価の拡充。 【見直し後】定員20人以下、従業員1.5:1以上 321単位/日 等
	喀痰吸引等実施加算【新設】	登録特定行為事業者の認定特定行為業務従事者が、喀痰吸引等を実施した場合の加算を創設 【新設】30単位/日
	入浴支援加算【新設】	医療的ケアが必要な者等への入浴支援を提供した場合の加算の創設。 【新設】80単位/日
	基本報酬の見直し (主に重症心身障害児者対応の多機能型事業所)	重症心身障害児者対応の多機能型事業所にも配慮した利用定員規模別の報酬設定を行うため、5人以下、6～10人以下の区分を創設。 【新設】定員5人以下・区分6・所要時間7時間以上8時間未満の場合 1,672単位/日 等
障害者支援施設	夜間看護体制加算の見直し	入所者への医療的ケアの対応状況を踏まえ、看護職員の配置人数に応じた評価に見直し。 【見直し後】60単位/日+35単位/日 × 1を超えて配置した人数
	通院支援加算【新設】	医療的ケアが必要な者等が医療機関に通院する頻度が高くなっているため、通院に係る支援を実施した場合の加算を創設。 【新設】17単位/日
短期入所	福祉型強化短期入所の類型の追加【新設】	医療的ケア児者の入浴支援等、日中のみの支援ニーズに応えるサービス類型を創設。 【新設】福祉型強化特定短期入所サービス費(Ⅱ)(障害児向け) 区分3 977単位/日 等
	医療的ケア対応支援加算及び重度障害児・障害者対応支援加算の対象の拡充	福祉型短期入所サービスについて、医療的ケア児者を受け入れて対応している場合や、区分5・6以上を多く受け入れている場合に、医療的ケア対応支援加算及び重度障害児・障害者対応支援加算の対象とするよう見直し。 医療的ケア対応支援加算 120単位/日、重度障害児・障害者対応支援加算 30単位/日
	医療型短期入所受入前支援加算【新設】	医療型短期入所サービスの利用を希望する医療的ケア児者に対して、利用する前から、事前に自宅へ訪問し、医療的ケアの手技等を確認した上で、新たに受け入れた場合の加算を創設。 【新設】1,000単位/日(1回を限度)
	緊急短期入所受入加算の単位数の見直し	短期入所における緊急時の受け入れについて、緊急時の受入体制構築を適切に評価する観点から緊急短期入所受入加算による評価を見直し。 【見直し後】福祉型 270単位/日、医療型 500単位/日
	指定申請書類の簡略化	医療型短期入所サービスの指定申請において、介護老人保健施設の指定申請で提出している書類と同様の内容の書類がある場合、省略可能とするよう見直し。



# グループホームから希望する一人暮らし等に向けた支援の充実

## ①グループホーム入居中における一人暮らし等に向けた支援の充実

【現行】自立生活支援加算 500単位/回 \* 入居中2回、退居後1回を限度

【見直し後】(新設) **自立生活支援加算(Ⅰ)** 1,000単位/月 \* 6ヶ月。個別支援計画を見直した上で支援を実施。介護サービス包括型、外部サービス利用型が対象。

(現行) 自立生活支援加算(Ⅱ) 500単位/回 \* 入居中2回、退居後1回を限度。日中サービス支援型対象

(新設) **自立生活支援加算(Ⅲ)** 80単位/日 \* 移行支援住居。3年間。介護サービス包括型、外部サービス利用型において、共同生活住居単位で実施。

※ 利用者がグループホームの継続的な利用を希望している場合や意思の表明が十分に確認できていない場合、事業所や支援者の都合による場合等については、加算の対象外。

【新設】 **ピアサポート実施加算** 100単位/月 \* 自立支援加算(Ⅲ)に加算

【新設】 **居住支援連携体制加算** 35単位/月、**地域居住支援体制強化推進加算** 500単位/回 (月1回を限度) \* 自立支援加算(Ⅰ)に加算

\* 移行支援住居の入居者については、自立支援加算(Ⅲ)として一括して評価。

## ②グループホーム退居後における支援の評価

【新設】 **退居後共同生活援助サービス費・退居後外部サービス利用型共同生活援助サービス費** 2,000単位/月 \* 退居後3ヶ月 自立支援加算(Ⅰ)又は(Ⅲ)を算定した者が対象。

【新設】 **退居後ピアサポート実施加算** 100単位/月 \* 退居後共同生活援助サービス費、退居後外部サービス利用型共同生活援助サービス費に加算

### 1. グループホーム入居中に一人暮らし等を希望した利用者に対する支援



### 2. グループホーム入居前から一人暮らし等を希望する利用者に対する支援



### 3. 退居後の支援



\* サービス管理責任者は、ソーシャルワークの専門職(社会福祉士や精神保健福祉士)を常勤専従で7:1以上で配置。日中からの同行支援や会議体への参加等の居住の確保に関する支援、グループワークによる支援等を評価する。

# 自立生活援助・地域移行支援・地域定着支援の充実

## ① 対象者の明確化（自立生活援助、地域定着支援）

- 同居する家族に疾病、障害等のない場合でも、本人の生活環境が大きく変わるタイミングなどに手厚い支援が必要となる場合に、サービスが利用できる対象者を明確化する。

## ② 基本報酬の見直し（自立生活援助、地域移行支援、地域定着支援）

- 障害者の地域移行の推進や経営の実態等を踏まえ、基本報酬を見直す。
- 効果的な支援の提供が可能と認められる場合には、月1回の訪問に加えて、テレビ電話等を活用した支援が可能となるよう、サービス提供の方法を弾力化するとともに、支援の実態に応じた基本報酬区分を新設する。

<b>自立生活援助</b>	【現 行】	自立生活援助サービス費（Ⅰ）1,558単位/月（30人未満）	1,090単位/月（30人以上）
		自立生活援助サービス費（Ⅱ）1,166単位/月（30人未満）	817単位/月（30人以上）
【見直し後】		自立生活援助サービス費（Ⅰ） <b>1,566</b> 単位/月（30人未満）	<b>1,095</b> 単位/月（30人以上）
		自立生活援助サービス費（Ⅱ） <b>1,172</b> 単位/月（30人未満）	<b>821</b> 単位/月（30人以上）
	【新 設】	<b>自立生活援助サービス費（Ⅲ） 700単位/月</b> * 居宅への訪問とテレビ電話等を活用した支援をそれぞれ月1回ずつ以上で算定	
<b>地域移行支援</b>	【現 行】	地域移行支援サービス費（Ⅰ）3,504単位/月	（Ⅱ）3,062単位/月、（Ⅲ）2,349単位/月
	【見直し後】	地域移行支援サービス費（Ⅰ） <b>3,613</b> 単位/月	（Ⅱ） <b>3,157</b> 単位/月（Ⅲ） <b>2,422</b> 単位/月
<b>地域定着支援</b>	【現 行】	・体制確保費 306単位/月	緊急時支援費（Ⅰ）712単位/日 緊急時支援費（Ⅱ）95単位/日
	【見直し後】	・体制確保費 <b>315</b> 単位/月	緊急時支援費（Ⅰ） <b>734</b> 単位/日 緊急時支援費（Ⅱ） <b>98</b> 単位/日

## ③ 集中的な支援の評価（自立生活援助）

- 利用者の支援の必要性に応じて、おおむね週1回を超えて訪問による支援を集中的に実施した事業所に対する加算を新設する。

【新設】集中支援加算 **500単位/月**

\* 自立生活援助サービス費（Ⅰ）において、月6回以上の訪問による支援を実施した場合に加算



## ④ サービス提供体制の推進（自立生活援助）

- 併設する相談支援事業所において、地域相談支援の業務に従事する相談支援専門員を配置することで、自立生活援助事業所のサービス管理責任者とみなすことができるよう、人員基準を見直す。
- サービス管理責任者を常勤専従で自立生活援助事業所に配置する場合には、配置基準を60：1とする。
- 多様な事業主体の参入を促す観点から、現行、一定の要件を満たす障害福祉サービス事業者等に限定されている実施主体に係る要件を廃止する。

# 相談支援の質の向上や提供体制を整備するための方策

## ①基本報酬等の充実（算定要件の見直しと単位数の引き上げ）

- 支援の質の高い相談支援事業所の整備を推進するため、算定要件を追加(※)した上で、**基本報酬を引き上げ**

※「協議会への定期的な参画」及び「基幹相談支援センターが行う地域の相談支援体制の強化の取組への参画」を要件に追加

報酬区分	常勤専従の 相談支援専門員数	サービス利用支援費 ※	
		現行	報酬引き上げ
機能強化（Ⅰ）	4名以上	1,864単位	2,014単位
機能強化（Ⅱ）	3名以上	1,764単位	1,914単位
機能強化（Ⅲ）	2名以上	1,672単位	1,822単位
機能強化（Ⅳ）	1名以上	1,622単位	1,672単位
機能強化なし		1,522単位	1,572単位

※1 継続サービス利用支援費、(継続)障害児支援利用援助費も同様に引き上げ

※2 複数事業所の協働による機能強化型報酬の対象事業所の追加

「地域生活支援拠点等を構成する事業所」に加えて、「地域生活支援拠点等に係る関係機関との連携体制を確保し、協議会に定期的に参画する事業所」を追加

- 主任相談支援専門員加算

地域の相談支援の中核的な役割を担う相談支援事業所であって、地域の相談支援事業所に助言指導を行う場合に更に評価。

現行	改正後
100単位	<u>(新) 300単位 (中核的な役割を担う相談支援事業所の場合)</u> 100単位 (上記以外)

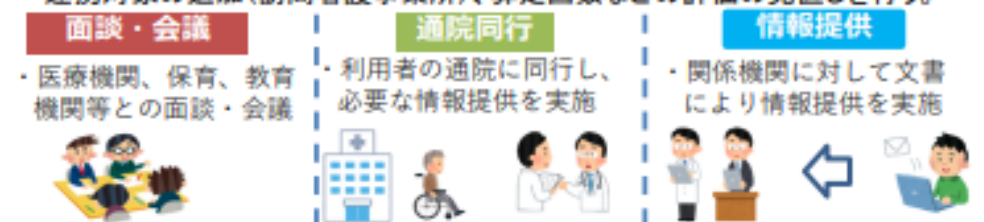
- 地域体制強化共同支援加算(支援困難事例等の課題の協議会への報告)算定対象事業所を追加(※2と同じ)

## ③相談支援人材の確保及びICTの活用について

- 市町村毎のセルフプラン率等について国が公表し見える化した上で、今後、自治体の障害福祉計画に基づく相談支援専門員の計画的な養成等を促す方策を講じる。
- 機能強化型事業所で主任相談支援専門員の指導助言を受ける体制が確保されている場合、常勤専従の社会福祉士・精神保健福祉士を「相談支援員」として配置可。
- 居宅訪問が要件の加算について、一部オンラインでの面接を可能とする。
- 離島等の地域において(継続)サービス利用支援の一部オンラインでの面接を可能とするとともに、居宅や事業所等の訪問を要件とする加算を上乗せ等を認める。107

## ②医療等の多機関連携のための加算の拡充等

- 医療等の多機関連携のための各種加算について、加算の対象となる場面や業務、連携対象の追加(訪問看護事業所)、算定回数などの評価の見直しを行う。



加算名	算定場面	現行	改正後
医療・保育・教育機関等連携加算	面談・会議	100単位	計画作成月： <u>200単位</u> モニタリング月： <u>300単位</u>
	<u>(新) 通院同行</u>	-	<u>300単位</u>
	<u>(新) 情報提供</u>	-	<u>150単位</u>
集中支援加算	訪問、会議開催、参加	各300単位	同左
	<u>(新) 通院同行</u>	-	<u>300単位</u>
	<u>(新) 情報提供</u>	-	<u>150単位</u>
その他加算	訪問	200・300単位	<u>300単位</u>
	情報提供	100単位	<u>150単位</u>

※通院同行は各病院1回最大3回、情報提供は病院・それ以外で各1回算定可

- 要医療児者支援体制加算等

医療的ケアを必要とする障害児者等を支援する事業所を更に評価。

加算名	現行	改正後
要医療児者支援体制加算	35単位	<u>対象者あり：60単位</u> <u>対象者なし：30単位</u>
行動障害支援体制加算		
精神障害者支援体制加算		
<u>(新) 高次脳機能障害者支援体制加算</u>	-	

- 支給決定に際して市町村に提出された意思意見書について、本人の同意を得た上で、相談支援事業所がサービス等利用計画書の作成に活用できる旨周知。